



令和2年9月4日（金曜日）

第7回南三陸町議会定例会会議録

（第3日目）

---

令和2年9月4日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

総務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	阿部彰君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	佐藤宏明君
建設課長	及川幸弘君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中剛君
南三陸病院事務部事務長	佐藤和則君
教育委員会部局	
教育長	齊藤明君
教育総務課長	阿部俊光君
監査委員部局	
代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	男澤知樹君

---

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

---

議事日程 第3号

令和2年9月4日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 一般質問
- 第4 議案第85号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第86号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定に

ついて

- 第6 議案第87号 南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
  - 第7 議案第88号 南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について
  - 第8 議案第89号 工事請負契約の締結について
  - 第9 議案第90号 工事請負契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。

定例会3日目であります。本日も一般質問から行います。町民のための質問、答弁をしていただくように希望いたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番佐藤正明君、7番及川幸子君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

企画課長から、昨日の千葉議員の一般質問に対する答弁を訂正したい旨申入れがありましたので、これを許可いたします。企画課長。

○企画課長（及川 明君） おはようございます。

昨日の千葉議員の一般質問の中で、伝承施設の外のデッキの高さについて14メートルという高さで御回答いたしましたが、正しくは18メートルということでございますので、訂正し、おわび申し上げたいというふうに思います。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、今野雄紀君、質問件名、HACCP（ハサップ）義務化について、2、波伝谷漁港（ビジターセンター寄り）の利活用について、3、今後の折立地区の整備について、以上3件について一問一答方式による今野雄紀君の登壇、発言を許します。今野雄紀君。

〔9番今野雄紀君 登壇〕

○9番（今野雄紀君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、壇上より一般質問させていただきます。

本日は、テレビも来ていないようではございますけれども、粛々と進めさせていただきたいと思っております。

まず、質問事項ではございますけれども、先ほど議長もちよつかみましたが、ハサップ、もしくはハセップというそういう呼び名もあるようです。そのHACCPの義務化について町長に伺いたいと思っております。

質問の要旨といたしましては、今年の6月から食品衛生法が施行され、現在経過措置期間であるHACCPによる衛生管理制度、来年6月まで導入が完全に義務化されるわけではございますけれども、そのことに対する当町における関連の事業者への取組と申しますか、指導、そして支援、対応等について伺いたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

今野雄紀議員の1件目の御質問、HACCP義務化についてお答えをさせていただきますが、御質問にありますように、原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が求められます。事業者は、規模や業種等に応じて、HACCPに基づく衛生管理、またはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のいずれかの衛生管理を実施しなければならないということになっております。

本町の従業員数50名以上の水産加工業者においては、国際規格であるFSSC22000、ISO22000、またはHACCPのいずれかを既に取得しておりますが、小規模な水産加工業者や飲食店でのHACCP対応は、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組むものと考えられます。その場合は、衛生標準作業手順書に基づいて一般的衛生管理プログラムを作成することということになります。

宮城県においては、HACCPの導入及び実践の取組状況を確認し、助言を行うことなどによりまして、HACCPの定着を図り、食品の安全性を向上させることを目的とした、宮城HACCP導入・実践支援制度を創設して事業者を応援しております。さらに厚生労働省では、HACCP導入のための事業者別手引書に加え、中小規模の食品等事業者がHACCPに取り組むようマニュアルを作成しております。

HACCPによる衛生管理制度においては、一義的に事業者が責任を持って取り組むべきものであることから、今後は広域財団法人宮城県食品衛生協会による講習会などへの情報提供

に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今町長より答弁あったんですけども、50名以上はF S S C等の規格をクリアしているということで答弁がありました。

そこで伺いたいのは、小規模飲食店、るる町長今答弁ありましたけれども、今回こういった制度が導入されることによって町内、先ほど言われた小規模飲食店に対して、実際には来年6月までにどのような形でいろいろなマニュアル、手引き等を伝えていくのか、そここのところを簡単に伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） お答えさせていただきます。

先ほど、町長答弁にもありましたとおり、一義的には事業者の皆さんが自身の取組として行っていていただくということになります。食品衛生法の管理でございますので、基本的には保健所の管轄ということになりますので、町には直接的な事務というのはないということになりますので、来年の本格施行に向けて制度の普及についてお知らせをしていくとか情報提供に努めていくというのが当面の対応ということになります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今課長の答弁ですと、事業者自身の対応ということなんですが、管轄といますか、それが保健所ということですので、そういった場合にやはり町としては実際は関わらないにしてもやはり食品、当町にもある食品衛生組合でしたっけ、飲食店組合、その他いろいろ組織や会があると思うんですけども、そういったところへの周知というか、今回の改正による対応というかそういったことはなされるのか、それとも先ほど課長、町長も答弁あったように、事業者自身の取組ということなので、事業者各位に任せるという、そういうスタイルなのか、そここのところを確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話ししましたように、これは各食品衛生を扱っている事業者の方々にとっては、これからいわゆる消費者の方々への安全、安心という観点の中で、この取得をお願いしたいということでの改正でございますから、一義的にといますか、基本的にはそれぞれの企業の皆さんが、会社の皆さん方がこれについては取り組んでいただきたいというふうに思いますし、それに必要な情報等については町のほうからも提供させていただきたいというふうに思います。



実は先ほど50人以上の会社のHACCPの取得等お話ししましたが、実は50人以下でも結構取っている会社が町内ではいらっしゃいますので、その方々独自で皆さん方がそういった取組をしているということですので、これまで取っていない方々にとっては、今回の改正に伴って皆さん方には積極的に消費者にとっての安全、安心、それから事業者にとっての安全、安心と、両方、側面を持っているわけですので、それぞれの方々に頑張って取っていただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長より答弁があったんですけども、50人以上のところはそれなりの基準のやつをクリアしているという、そういう答弁がありました。そこで伺いたいのは、50人規模前後の工場なり会社で、そういった資格がないまま営業というか、取っていないところはあるのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として取っていない企業はございます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 補足をさせていただきますと、今回の改正はこれまでは認証を取るということが大前提の手続だったんですが、法律が改正されて制度化されるということになりますので、皆さんがやっていただくという内容に変わりましたので、今後は、該当する事業者の皆さんは来年の6月に向けて何らかの取組というのは進めていただく必要が出てくるということでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった取組をするということであれなんですけれども、少しHACCPとはということで、私も先ほど資料が届いたものですからちょっと目を通した限りでは、これまでの衛生管理というか、抜き取り検査による食品の安全管理だったという、そういうふうなことでの管理をしてきたのを、今回この導入によって商品を出荷するまでに各工程があると思うんですけども、例えば原材料の受入れ、そしてその次に前処理、そして加工、そして最終検査をして出荷をするという、そういう工程があるんでしょうけれども、それでこれまでは最終検査のときの抜き取りによって安全管理をしてきたわけなんですけれども、今回こういった改正によって、各工程で、各それぞれの工程で、食品の安全の重要なポイントを特定し、確実に安全の管理をするための食品安全の仕組みという、そういう改正の内容みたいなんです。問題の検出のようなスタイルではなくて、今回からは予防を重視する、そういう改

正になったという今回の取組のようです。

そこで伺いたいのは、H A C C P 導入によって事業者の方にお金がかかるんじゃないかという、そういう不安があるようではすけれども、そういったことに関してはお金はかかるのかかからないのか、そののところをお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今回は、取組のメインは、先ほど申しました制度化になりますので、大きくはハード整備というよりはソフト、先ほど議員がおっしゃられたとおり、一連の工程の中の管理と記録をするということを徹底するということがメインですので、簡単な手引書はもう既に厚生労働省のホームページからダウンロードできるような状況になっていますので、大きく負担を伴うということではないと思うんです。金額的な。確かに記録とか管理をしていくということですので、日常の業務の中の業務負担的なものは当然増えてくるということになるかと思えます。

ただ、一定基準以上の品質を確保していこうということになれば、やはりそこはハード的な整備も必要ということになりますので、そこに対する支援制度というのは国等で設けているというような状況ではございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 課長の答弁で大体分かったんですけども、やはり今回の制度はこの一見するとお金がかかりそうな制度のようではすけれども、改めて、先ほど課長が答弁したように、精度を上げるとかそういった場合のあれは検査機器なりいろいろな設備が必要だと思うんですけども、現状ではそのままでも今回のあれに対応できるということで分かりました。

そこで、次に伺いたいのは、先ほど課長答弁があったように、いろいろな作業というか、そういったやつが増える分、人がいないからH A C C P ができない、人手が足りないからできないんじゃないかという、そういう不安も、不安というか懸念もあるようですので、そのところはどうか。よくH A C C P のチームを編成していろいろな工程で確認するという、そういうこともうたわれていますけれども、今回のこの改正によって人がいないから難しいという、そういう懸念はあるのかどうか伺っておきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 暑い方は脱衣を許可いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 確かに、例えば先ほど50名ということもありましたので、50名以上の企業とか、一定の規模以上の取組をするところについては、おっしゃられたチームを

つくって対応を図っていくとか、そういった取組が必要になりますが、今回の御質問の趣旨にあるような小規模な事業者の皆さんには、そこまでの求めはなくて、管理をするという方は決めなきゃいけないようになっているんですけども、一定のそういうところが必要ということになりますので、人員が不足するという事で取組ができないということではないのかなというふうには思っています。

なお、やはり制度、実際には改正しますよというふうに決まったのはもう既に2年前ということになりますので、経過措置も含めると移行までに3年の期間があるということで、残り1年ということになったということになるんですが、その、来年のところに向けてこれから県なんかも県政だよりなんかでいろいろ御案内をしているし、各圏域ごとに講習会等も開催しているようでございますので、そういった場も積極的に御利用いただいて、疑問があればそういうところで解消を図っていただくというのがよろしいんじゃないかというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 人がいないからということは、先ほど課長答弁があったように、大きい規模の工場とか工場でしたら賃金も必要なんだろうけれども、何か、チームを組まなくても1人でも対応できるという、そういうこともうたわれていますので、今回の導入によって人がいないからという、そういう懸念は払拭されると思うので、そういったところも広めていく必要があると思います。

もう一点は、今回の導入によって取り組むための書類等の作成が面倒じゃないかという、そういう懸念される方たちも多いと思うんですけども、そういったところによる書類作成に対する煩雑さ、そういったものはないのかどうかお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 煩雑さと取るか自社の魅力としてきちんと整理をしていくかと考えることによって、大分捉え方は違ってくるのかなと思います。今回の改正の趣旨自体が多分そこにありまして、これまで先ほど議員もおっしゃっていましたが、最終的な成果物を抜取り検査して検査をしていた状況で、何か万が一問題があったときにどこでその問題が生じたかが把握できなくて、結果営業再開に時間がかかったりとか自身のほうにも若干不利益といいますか、そういう問題が生じるということ、今回は一連の流れを、きちんと工程を管理することによって、原因が、もし万が一起きたときにも原因の特定を迅速に行つて的確に改善することによって早期の営業再開にも向けていくというような一面もあるというふう

に思っておりますので、確かに書類の整備ということで今までにないことをやっていただくようになろうかと思っておりますので、不安とか煩雑さがあるのかもしれないんですが、どちらかといえば今後の対応を図るという面では、この際にきちんと取り組まれる方がよろしいんじゃないかというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この書類の作成に関して、課長今答弁があったんですけれども、何かこの、私も資料を幾つか目を通させていただいた限りでは、半日か1日ぐらいの解説とか講習等を受けると自前でもそういった書類が、簡単にではないんでしょうけれども、作成しやすいという、そういうこともものの本にうたわれていましたんで。

そこで伺いたいのは、当町で経過措置もあって3年がかりの変更なんですけれども、そういった不安等の事業者の方たちに、たとえ管轄が保健所であろうともそういった講習なり何かを開く必要があるのか、ないのか、その点どのような形で受け止めているのか伺っておきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 先ほど組合さんのほうにというような話もありましたが、実際に、例えば商店街にもそういった御連絡は来ていまして、みんなで講習会をやりましょうみたいな取組はもう進んでいるようでございますし、先ほど申しましたが、各圏域ごとで講習会等を県が開催しているという状況でもございますので、そういうのも積極的に活用していただくということになろうかと思っております。

町がそれを開くということについて、例えば私みたいな職員が説明するというのは、当然知識もないことでございますので、できかねるので、必要に応じて、そこは例えば声があれば保健所のほうに要請をすとか、そういったお手伝いはできるのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私伺ったのは、当町の職員の方の講習会等じゃなくて、専門の方とか、先ほど課長が言われたように、保健所の方を呼んで講習会なり何かを開催する必要も、私はあるんじゃないかなと、そういう思いでしたんで。そうした場合に、ただではできないと思うんで、そういったところを何らかの枠組みの中で対応できる予算等があればやってもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういったところは難しいのかどうかを伺っておきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今年は残念ながらコロナ禍の状況にあって、なかなか講習会自体も開催されていないという状況でございまして、今後秋口に向けて開催するというごことを伺ってございます。確か、10月、11月ぐらいに、もう既に予定をされているということでございますので、個々、個別に御案内というのは多分なかなか難しいんですけれども、先ほど申しました県政だより等を通じて講習会の御案内というのは多分あると思いますので、ぜひそういうのを積極的に参加していただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そういった形で当町も進めているということで分かりました。

そこで伺っておきたいのは、今回こういった導入によってもし違反なり罰則規定というのはどうなのか。例えば営業停止とか、いろいろ指導とかあるんでしょうけれども、そのところはどのようになっているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 現状において罰則規定というのはございません。ただ、今後例えば県単位で何かそういう条例を整備して設けていくということになればまた別なんです、現行としてはないということになります。

ただし、営業許可というのは更新期限がございますので、更新期限のたびに管轄する保健所さんが立入りをして、状況を確認して、やはり指導とか、場合によっては許可が下りるまで時間がかかるとか、そういったことは当然懸念されてくるのかなというふうに思いますが、現状として罰則規定はございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 罰則規定は、罰金その他は今のところないということで分かりました。

そこで最後伺っておきたいのは、今後、これから事業を始めようとする、始める方たちに対して、こういった制度も導入されるということでの周知とか何かは確実に必要だと思うんですけども、そういったところが徹底できるかどうか伺って、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今回の改正で、これまで営業許可申請が必要だった34の業種以外にも営業する際には届出が義務化される予定でございまして、確実に何か営業されようと、食品を扱うようなことをされるというときには、必ずこの取組をしないといけないとい

うふうな流れになりますので、そこは今後徹底されていくというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは続いて2件目の質問をさせていただきます。

質問の事項といたしましては、波伝谷漁港について、その利活用について伺いたいと思います。

質問の相手は町長です。

質問の要旨といたしましては、漁業、よく教育旅行でされている漁業体験の船の発着場としての利活用、2番目としましては、漁港が砂浜がある関係で、そういったやつを生かして小規模な海水浴場風の活用はできないかということをお伺いさせていただきます。

3件目は当町で結構釣りをしている方たちが来るものですから、看板を上げるような形で、釣り公園としての活用はできないかということをお伺いしたいと思います。

最後、近くにビジターセンター、自然の家があるので、その付近一帯を何らかの海浜公園等として整備する考えというか、構想を持たれてもいいんじゃないかと思いますので、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは2件目の御質問、波伝谷漁港の利活用についてということで、お答えをさせていただきますが。

まずは最初に、1点目の御質問です。

漁業体験船の発着場としての活用についてであります。波伝谷漁港の坂本地区におきましては、宮城県志津川自然の家主催の各種プログラムにおいて、カッター漕艇、いかだ作り、シーカヤック、洋上巡り等の様々な体験が行われておりまして、県内外から多くの利用者に南三陸の自然を堪能していただいていると考えております。

漁業体験については、南三陸町観光協会が主催する修学旅行研修プログラムとして、水産資源の豊かさや養殖漁業の仕組み、養殖いかだ見学等の漁業体験を戸倉地区漁業者の御協力をいただきながら、波伝谷漁港及び水戸辺漁港を発着場として事業が展開されているところであります。

このように年間を通じた各種事業を既に実施していることから、坂本地区の利用については宮城県や漁業関係者と各種事業を行う際に支障がないように調整しながら進めていく必要があります。また、漁業体験をする利用者の安全性や駐車場の確保等も考慮すると、坂本地区を漁業体験船の発着場として活用することは考えてございません。

次に、御質問の2点目、小さな海水浴場としての活用についてでございますが、町では水難事故防止の観点から、指定海水浴場以外での遊泳は禁止とさせていただいているところではありますが、波伝谷漁港を海水浴場として町が開設する場合には、駐車場、トイレ、シャワーハウスの整備に加え、利用者が安全に利用できるための消波ブロックの設置や安全管理の運営に伴う事業費の確保が必要となります。このような財政的な負担に加え利用者のニーズに対応するため、宮城県と協議の上で、町としてはサンオーレそではま海水浴場を指定海水浴場として復旧工事を進めてきたところであり、今後においてもこの方針の変更は考えておりません。

次に、御質問の3点目、明神沼も含めた総合的な釣り公園についてでございますが、波伝谷漁港は宮城県が管理する第2種漁港となっております。荷さばき場、カキ処理場、船揚げ場等の施設に加え、漁港は水産物の流通、販売、加工、貯蔵等の水産業を支える多くの役割を担っておりまして、現在、災害復旧による防潮堤整備工事が行われているところであり、

海釣り公園は、宮城県や漁業関係者との調整に加え、釣り客が安全に楽しめるよう、防潮堤や消波ブロックから海岸までのアクセス、施設整備に伴う維持管理等の将来的な財政負担が伴うだけではなく、明神沼を含めた周辺の自然環境に与える影響も踏まえますと、漁港以外にも釣りに適した場所が数多く存在する本町の海岸にあえて釣り公園として整備する必要はないと考えております。

次に、御質問の4点目、海浜公園としての整備についてお答えをいたしますが、戸倉エリアについては震災以前から漁業体験及び環境学習、アウトドアの拠点としてその役割を担ってきた地域であります。震災以降も持続可能な水産業の再生、文化の継承が行われておりまして、町を代表する体験学習エリアとしてその資源の活用が図られているところであり、

このようなフィールドの中で、既に地域内においてはビジターセンターや自然の家、宿泊施設や地域住民との連携を推進するため研修会や意見交換の場が設けられているところでありまして、町といたしましてもこのような機会をバックアップし、地域の方々とともに戸倉地区の将来図を共有しながら地域振興を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 町長より、今1件目から答弁いただいたんですけれども、漁業体験船の発着場としての答弁だったんですけれども、何か先ほどの答弁ですと、私が言っていた漁港とは別の漁港の利用を想定したような答弁だったんで、もう一度確認させていただきます。

私、今回のこの質問事項には、ビジターセンター寄りという、そういう表現をしたんですけ

れども、実際お聞きしたのは、戸倉団地からすぐ下に見えるそこの漁港というか、船揚げ場、そこについての質問だったものですから、そこのところを確認、もう一度お願いしたいと思います。（「あの先、表側のあの小さいところ」「無理だよね」の声あり）

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） もう少し質問のときに、大変こう言うと失礼ですが、この場所ということで明確にお書きいただければ。我々は坂本と勘違いしていました。今お聞きしましたら松崎のほうだっという話なんで、全く場所が違いますので、できれば質問でお書きをする際には具体的にその地名をしっかりと挙げて、我々のほうに質問事項として上げていただければ、それに沿った形の中での答弁はさせていただきたいというふうに思いますので、今後よろしくお願ひ申し上げたいと思いますが、今松崎という話になりましたら、あそこは無理だなと今ちょっと地元の漁業者の方からお話をいただきましたけれども、私も具体的にとつと言われて、それがどうかということについてはこの場所ですぐ明言できませんので、例えば、ぜひその意見で、その場所でこれから御議論するというのであれば、改めてこの件については御意見をいただきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 漁港の表現をするときに、私聞いたんですけれども、あそこの漁港は何か、例えば先ほど言った坂本の漁港というか、そういう名前がついているのかと思いましたが、松崎のあそこの漁港も波伝谷漁港という、そういう表現のようでした。それはなぜかという、ちょっと歴史的なことになると思うんですが、カキむき場とかある今ある漁港を2種にするときに、何か面積が足りないか少ないかそこはちょっと分からないんですけれども、あそこも入れないと認められなかったという、そういう経緯があったようです。そういった中で私、波伝谷漁港という表現をしました。

そこで、今回、先ほどせっかく町長に答弁いただいたんですけれども、別の場所を想定のところでは答弁することなんで、今回この質問はこの場で取下げではないんですけれども、期を改めてまた質問させていただくこととして、残念ながらこの2件目の質問は事故線ではないんですけれども、繰越しとさせていただきます。

引き続き3件目の質問に移らせていただきます。

質問の事項といたしましては、今後の折立地区の整備について伺いたいと思います。

まず第1点目は、ようやく残土なんかもなくなってきた旧戸倉小学校跡地付近の今後の利活用について、その構想、もしおありでしたら確認させていただきます。



2つ目としましては、ようやくいっぱい、2階以上高いように感じていた折立の橋にも無事道路がついて通れるようになりました。そこで伺いたいのは、45号線の山沿いのほうの買取り地等の活用方法、どのようになるのか伺いたいと思います。

最後、さわやか公園の今後の利活用とトイレの整備の必要性を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは3点目ですが、折立地区の整備ということですのでお答えをさせていただきます。

1点目、旧戸倉小跡地付近の利活用構想についてであります。防災集団移転促進事業によりまして、買い取った移転元地につきましては、その対象が現に居住の用に供されていた宅地に限定されていることから、町有地と民有地がモザイク状に点在する形となります。かつ、町有地を集約する手法もないことから、その利活用が困難な状況となっております。また、移転元地は災害危険区域に設定していることから、その用途が限られることに加え、高台移転が進んだことで移転元地の利用ニーズは低下をしております。このような背景から、折立地区を含む移転元地の活用は困難と言わざるを得ない状況にあります。

一方で、折立地区においては、全面に整備を進めている防潮堤との高低差から排水対策が必要な状況となっていることから、今後もその経済性も含めて、その対策を検討していかねばならないと思っております。

御質問の2点目になりますが、国道45号沿いの買取り地等の活用方法であります。国道45号沿いの買取り地については、当該国道の工事を進捗させることなどを目的にライフラインの本設を行うため、これを山側に移設し、既に盛土を行っている状況にあります。国道45号の買取り地の利用に当たっては、狭隘な土地条件に加え、再度の造成が必要になるなど、積極的に進めることが困難な状況にあると考えております。

最後に、3点目になりますが、さわやか公園についてですが、さわやか公園は、震災前は国道398号に付随するパーキングとして利用されておりましたが、国道復旧事業の中で国道398号が新たな路線で整備されることに伴い、宮城県と協議の上、公衆トイレの復旧は行わないこととしたところであります。また、現在も当該エリアは宮城県管轄の復旧工事が行われているところでありまして、現時点では町単独での公衆トイレの設置は考えておりません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 戸倉小学校跡地付近は活用が困難という、そういう町長より答弁ありました。

そこで伺いたいのは、町長答弁あったように、町有地、民有地がモザイク化して集約が困難、そういう答弁あったんですけども、今後利活用していく上で、例えば農地が集約されたように、こういった買い取った土地も何らかのプログラムなり何かをもって集約する必要があるんじゃないかと思うんですが、そういったところをどのように町長考えているのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 集約というのは、これも震災のときから後からすぐそうなんです、いづれこの場所だけでなく集約ということについては非常に難しかったです。今現在のこの折立の地区におきましても、今何とか集約できるようにということでの国のほうにお願いをしているという状況でございますが、現時点としてその結果が出ているわけございませんので、今ここでその辺のお話をするということについては控えさせていただきたいと思いますが、多分、今野議員も御承知だと思い御覧になると分かる。こういう状況です。まさしくもう民地と買上地と全く混在になっておりますんで、これが集約しないとこの土地を有効利用するというについては、大変現状としては難しいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もそういった資料、簡単なやつ持っていたんですけども、確かに混在しているんですが、震災から間もなく10年たちます。そこで今後屋敷というか、宅地だけ買い取って畑はそのまま残したという、そういう国の制度の中で、やはり10年たってこれから防潮堤に守られた土地ですので、どのような形になるか、10年、20年、私生きている間どうか分からないんですけども、今後宅地にしても大丈夫という、そういう動きにもなりかねないと思います。そこで、被災した福島から岩手、青森まで同じような状況で、多分現在のように苦慮していると思うんですが、今後こういったモザイク状の解消に一步でも前進するように国に対するムーブメントを起こす必要があると思うんですが、その点、町長どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、この件については町のみならず、今言ったように被災3県の大体沿岸部においてはこういう状況でございますから、それぞれの自治体も含めて、国のほうにはそういった働きかけはこれまでもやっております。しなかったわけではなくて、これが解決しないと土地利用できませんので、そういう意味で我々は国のほうにお願いしてきているというところですが、残念ながらまだ結果として出ないというこ

とであります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私管財のほうにもこういった件で、今日は出席していないんですけども、聞いたら、やはり使用目的等ないと補助金等出ないという、そういう話だったんですが、今の町長の答弁ですとずっと要望しているという、そういう話、答弁だったんですが、うちらとしてはそういった動きというか、あまりこれまで見えてこなかったんで、今後重要、何せそのままにしておくとお話するように管理が大変なんじゃないかと思います。自然的土地利用という形でもだにしておくにしても、そういった現在のままでの管理方法をどのような形でしていくのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） ただいまの買い上げた土地の管理という形でございますけれども、基本的に町内全域で92町歩くらいの土地を買い上げておりまして、大概、全部漁港付近、海辺付近という形の状況であります。多大な面積ではございますので、全部を全部管理するといった形はなかなか難しい状況ではあります。周辺等の地権者の皆様方から御要望のあった土地に関しては対応できる限りの中で除草等の対応を今実施しているといったような状況になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もあれなんですけれども、課長より答弁があったんですが、今後管理、除草という言葉も出ましたんでお聞きしたいんですけども、そういった除草をする際の費用というか予算というか、どこから出るのか確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 除草の作業につきましては、ただいま町で直営班でございますので、そういった方々を活用しながら実施しているところであります。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私ちょっと不勉強で分からないんですけども、直営班というのはどういった班なのか説明いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 直営班と申しますのは、当課で年度採用職員ということで採用している、草刈りとか、あとは道路の修繕等々、直営でやるということで雇用している方々のことを申しております。（「何人いるの」の声あり）今現在5名いらっしゃいます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今5名という答弁あったんですけども、今後5名で間に合っていくのかどうか、現在ではどうなんです。それなりの管理は5名でできているのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） その直営班の方々につきましては、町道とか、それからあとは町有財産、そういったものに対しての維持管理ということを担当いただいておりますので、主に春先から秋口にかけては主に町道等の除草、それからあと簡易な側溝等の維持修繕、それから舗装等の修繕、それから当課のほうで管理しております町有財産等の維持管理といった形で従事していただいておりますので、日ごとに実施場所等をあらかじめ用意しながら対応していただいているといった形になっております。

○議長（三浦清人君） 5人で間に合うのかという話。

○管財課長（阿部 彰君） 人数的には確かに多いにこしたことはないとは思いますが、今の地域の方々からの要望を順次解消できるように、その5名の中で順次対応しているといった状況になっております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） もう一度伺いたいんですけども、やはり5名でこの全町のあれを管理するという、そのほか別の各課の予算等もあって除草等しているんですけども、そのところを再度、本当に5人で間に合っているのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 地域の住民の方からの御要望、多種多様にわたっております。随時要望等にお答えできるように、その人員の配置等も含めまして日々割当て等やっております。若干早急に対応できる案件というのなかなか厳しいところはあると思いますが、遅滞なく御要望に応えられるように人員を回しているといった状況でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） これ以上続けても頑張るといって答弁しかいただけないので。そこで、旧戸倉小学校跡地付近の利活用については、排水の関係、活用が困難という、そういう最初町長の答弁あったんですけども、せめて残土がなくなった後にどのような形になるのか、平らな土地になってそのままだみたいになるのか、ある程度の管理ができるのかどうか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 一応この折立地区につきまして冒頭からお話しさせていただいているように、土地がモザイク状になっております。大きい土地としましては旧戸倉小学校跡地になろうかと思えます。今現在この折立地区に関しましては、町、県等の防潮堤工事がまだ継続中ございまして、この買上げいたしました土地につきましても、まだ明確な状況という形にはなっておりませんので、一切の事業等が終わって、後片付けというか、土地の正常化がなった時点で、適正な管理を続けていくといった形になろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、今はあの状況ですけれども、今答弁あったような、全部なくなった場合に今後適正な管理というのはどのような管理なのか。答弁からすると活用は困難ということなんで、そのまんましておいたらもだになると思うんで。特にあその場所は戸倉の方たちがあの立派な橋を毎日使う道路をどのような形になるのか、ある程度しっかりした管理ができるのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 土地、全てが終わった後の土地の管理という形につきましては、先ほど来から申している、直営班なり、それからあとは職員対応といった形の中で除草等の管理を続けていくという形になろうかと思っています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 確実な管理をするということですので、町長からも一言、もだにしないという、そういう答弁いただいております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 管財課長は立場上そういう適正管理という言葉を使わざるを得ないんですが、果たして民地まで我々が管理できるかということになりますと、民地までの管理は私は正直言って難しいと思います。民地の管理を言われると、もう町内全て我々がやらざるを得なくなってしまうということになりますので、これはあり得ないだろうと思います。町で買い上げた土地ということについては、これは管理は当然せざるを得ないというふうに思いますが、圧倒的に民地が多いんです。7割ぐらい民地ですから。これを町で責任を持って管理をするということについては、非常に私は、正直言って難しいなというふうに思います。したがって、管財課長が適正な管理というのは、町で買い上げた土地については適正な管理をいたしますが、民地についてはなかなか難しいんでそうはいかないだろうというふうに思

います。お得意のもだという言葉が出ましたが、もだになる可能性もなきにしもあらずなのかもしれませんが、いずれそういうことで進めていきたいと。

実は、ここ以前に、ちょっと古い話なんですけど、太陽光発電の話が町に来ました。入谷の山の、山頂のほう、あちらを山を削って太陽光発電という話になったときに、私正直言うと反対しました。これだけ高台移転をして、木を切って、自然環境をある意味、高台移転のために悪化してしまったという現実があります。それにもましてまた山を切って、大規模な太陽光発電をやるという話については私はもう即座に、これはうちの町では受けませんと、そのときに、ここだったらオーケーですよと言ったのが実はこの場所なんです。この場所だったらやってもいいですよと言ったんですが、当時は工事中ということもありましたし、防潮堤も一番最初に着工したんですが最後までできないという、そういう場所でしたんで、業者の方もあそこではちょっとねという話だったんです。そういう経緯がありましたので、お答えをさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 観光をうたっている町の首長として、あの場所に、海の見えるあの場所に太陽光の話を持ったということである程度分かりましたけれども、そこでどうしても町長の答弁いただきたいのは、せめて戸倉小学校の跡地辺りだけはもだにしないという、そういう答弁いただきたいんですけども、いただけるでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき言いましたように、戸倉小学校の跡地は、これは町の土地です。ですから、さっき言いましたよね。町の土地は管理しますということです。今野雄紀議員の母校であります戸倉小学校の土地についてはしっかり管理をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では2番目、45号線の山沿いの土地に関して伺いたいと思います。

狭くて活用が困難ということなんですけれども、現在仮設だった道路があるんですけども、どれぐらい山沿いに土地が残るのか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 国道沿いの45号線と山に囲まれた部分の面積でございますけれども、およそ2ヘクタールほどが買上げ宅地と、面積という形になっております。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

初めに、建設課長と管財課長から、先ほどの答弁を一部訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの今野議員の一般質問の中で、会計年度任用職員の数を5名と答弁をさせていただきましたが、6名が正でございます。おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 先ほどの国道45号と山側の間の元地の買取り宅地の面積につきまして、2ヘクタールと答弁させていただきましたが、実際には1.3ヘクタールと訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（三浦清人君） 数字ですから、もう少し緊張感を持って答弁してくださいよ。

一般質問を続行いたします。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） それでは、今訂正のあった1.3ヘクタールについて、再度確認というかお聞きしたいんですけども、そこは現在だと道路なりになっていて、造成するとお金がかかるというそういう答弁があったんですが、現在の仮設になっている道路は、今後撤去した場合にあのままの形状なのかどうか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の御質問でございますが、仮設の道路というのは45号線の仮設の道路という認識でよろしかったでしょうか。仮設の45号線の道路につきましては、撤去となります。先ほどの町長答弁にもございましたように、水道管、北側の山側のほうに移設をさせていただきます。ですので、その水道管の入っているエリアを一応町道というふうに認定をいたしまして、町道と45号線の間につきましてはレベルバンク、なり造成というような形となります。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で水道のところは町道にする、そのほかの部分は、専門用語でしょうけれども、なり造成、そのままの形にするという、そういう答弁があったんで

すけれども、戸倉地区においては買物する店もなく、例えば将来的に店が1軒でもできるような形で全部とは言いませんが、ある程度の何か建てられるというか、できるような部分、1か所でも造成する必要があると思うんですけれども、その点、そういった考えはあるかないか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 国道45号、黒崎から荒町方面に向かって登っていく、勾配が5%になっておりまして、ということは10メートル行って50センチ上がるということになります。土地を利用するということになれば、新たに造成をしていく必要があるということになりますので、これはある意味現実的ではないというふうに思っております。したがって、今お話しのことかということになれば、一番頂上部分辺り、あの辺あたりの土地については可能性はあるだろうと。以前から戸倉地区の皆さんにはコンビニが1軒もなくなって大変なんだというお話ですが、我々がコンビニを作るわけにまいりませんので、ある意味そういったコンビニの方々が出店する可能性がある土地とすれば、その辺りが可能性はあるというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では、その頂上付近だけでも可能性を残す形で、ある程度平らにする必要もあると思うんですけれども、その必要性をどのように考えているか町長に伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今一つの例を挙げてお話しをさせていただきましたが、具体的にそういった打診が町のほうにあるわけでもございませんので、そういった打診があつて、ここにこういうふうという場合には町としても考えますが、現状としてそういう打診がない以上は財源をかけてそこに造成をするということについては、現時点としては考えられないということだと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） やはり鶏と卵じゃないんですけれども、打診があつてから町で造成する考えというか、ことができるのか。私としてはやっぱり、ある程度平らなので、今のうちに将来的に使えるようにしておいたほうがという思いがあるんですが、そここのところ、もう一度伺いたと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。



○町長（佐藤 仁君） 今の答弁で後ろの企画課長から、いやいや、それ今町長の話は違うということと言われました。造成をするのは出店側が造成をするというのが、これが世の常ということですので、出店する方がその場所を造成するということになるかと思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私もそこを確認したかったんですけども、やはり出店する側がそういった新たなといいますか、費用をかけるということだと、なおさら戸倉地区にお店なり何なりができる可能性が少なくなると思うんで、やはりここは、幾ら事業費がかかるのか分からないんですけども、あそこは素人目にも平っぽいんで、あまり事業費をかけなくてそれなりに平らにできるんじゃないかと思うんですが、その難しさというか、確認させていただきませう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） たまたまこの場所の議論になっていますが、出店をするというお店さんがいれば、とりわけこの場所でなくてもいいわけです。沖田団地もございませうし、それから荒町のほうに向かっていけば、そちらのほうにも建てる場所があるわけですので、今、たまたまこの場所の議論をしているんでそういう話をさせていただきましたが、造成をするお金をかけるのがもったいないということであれば、別に選択肢はほかにもあるわけですので、そういうことで考えていただければというふうに思えます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 分かりました。それでは、最初の跡地と同様に1.3ヘクタールのあの場所を、国道沿いですので、しっかりもだにならないように管理して、当分いついていただきたいと思えます。

続いて、3番目のさわやか公園の今後の利活用ということで、あまり活用しないという答弁をいただきました。そこで、トイレの復旧はしないという答弁もいただきました。

そこで伺いたいのは、あの場所、私も犬を連れて週1ぐらいで散歩に行っているんですけども、結構釣りの人が毎朝見受けられます、何人か。あと、休日ですとあの公園を使って、先日あたりはスケボーをやっている若者が四、五人いました。そういった形で結構、頻繁な利用ではないんですけども利用している方たちもいます。それと併せて、あそこのアサリが取れたところを今後復旧するという、そういう考えの下に進んでいるみたいなんで、将来的なことを申せばあそこにトイレを、今すぐというわけではないんですけども、今後作っていく必要性が出てくるんじゃないかと思うんですが、そのところを確認させていただき

ます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） あの場合にこだわらなくても、あそこからすぐ上に行けば公民館がありますので、公民館のトイレは十二分に使えますので、そちらのほうを御利用いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今の町長の答弁なんですけれども、生理現象に対してあれなんです、アサリかきしていて小便詰まったというか、大もあるんでしょうけれども、そういった場合にあの下から元中学校の公民館まで上がるのは難しくはないんでしょうけれども、特に高齢化の中でそういった潮干狩りを楽しむ方たちもいるので、今の答弁に関してはやはりちょっと無理があるんじゃないかと思うんですが、改めていただくことはできるのかどうかを伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の今野議員の論法でいくと、ちょっとでも人の集まるところにはトイレを作らないと我慢できなくて大変だという論法になってしまいます。そうしますと、町内でこうやった釣りとか何とかで人が集まっている場所というのは結構あるんですよ。そこにいちいちトイレ、我慢できないから作るのかということになりますので、そうではなくて、催すのがちょっと来たなという頃にトイレのほうに向かっていただくということで、失敗をしないようにひとつお願いしたい。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私の論法ということで町長より答弁いただきましたけれども、実際の問題として私も、町長御存じのとおり、国道沿いで小さな商いをしている者なんですけれども、先日もありました、定休日だったんですけども、車が入ってきてトイレを貸してくれと、私たまたま電話中でもたもたしていたら、何かうちの海に落ちるところで用を足したみたいなんですけれども、それが年1回や2回じゃなくて結構あるんです。そういったこともあるもんですから、特に今商店街のほうの三陸道方面は、道の駅いろいろあってトイレに不自由しないんでしょうけれども、特にホテルさんはじめ津山のあの辺りの一体はトイレがどこもないもんですから、そういった意味合いも兼ねて、やはりトイレの必要性はあると思います。

そこで伺いたいのは、必要はないんでしょうけれども、ちなみにさわやか公園あたりに最低限の用が足せるトイレを作る場合に、果たして幾らぐらいかかるのか、もし、そのグレード

にもよるんでしょうけれども、その金額、突然で何なんですけれども、見積もれば伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の御質問でございますが、明確に幾らというのは今野議員おっしゃるとおりちょっとお話しはできませんが、今トイレを作るということになりますと、当然浄化槽というのが必要になります。駐車スペース規模にもよって浄化槽の大きさ等も違ってきますので、これはあくまで仮定の話をしていただきますと、一般家庭の7人槽という浄化槽ですね、浄化槽だけで約100万円ぐらいかかります。それと、あと今はやりのユニット式のトイレというんですか、出来合いの物を持ってきて組み立てると。これもグレード様々ございまして、一概には言えないんですが、やはり200万円とかですね。ですから、合わせましてトイレを作るということになりますと数百万円は要するんじゃないかというふうに推測をいたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで最後に伺っておきたいのは、やはりあの場所は今後潮干狩りということで、やはりトイレの必要性を感じるんですけれども、しつこいようですが、最後その必要性が戸倉公民館を使えば済むという、そういうことなのか伺って、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ないよりあるにはこしたことがないんです。先ほどちょっとホテルさんがあって、うちがあって、それからほかしばらくと言いますが、結局そこを通る方々には公民館が見えるんですよ。そういう場所をお使いいただければというふうに思います。あえて今の状況の中であそこにトイレを作るということについては、正直申し上げて現実的ではないというふうに思います。分かるんです。トイレ我慢できなくなる苦しさというのは分かるんです。分かりますが、ちょっとぐると来たなと思ったら、事前に近くのトイレに行って用を足していただくということで。

ただ、あそこのアサリの場所がいつ頃あそこがちゃんとアサリを放流してそれを収穫できるかと、取れるようになるかということについては、今ちょっと現実的にも分かりません。ちょうど今、ちょっと話が飛んでアサリのほうに行きますので、農水課長から。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） アサリにつきましては、以前あその場所で行っていたという

ことで、あそこの防潮堤が県の工事と町の工事、県の工事は終わって、町の工事をやっている部分でございます。篤と御承知かもしれませんが。

今アサリが生息できるかどうかというものを調査、実験しておりますので、その結果をもって今後どの程度の範囲でアサリを放流できるかというのを今検証しておりますので、そういった意味で以前のようににぎわいができる形にできればいいなというふうに思うんですけども、いずれどのような形になるかというふうな、人数も含めて、トイレだけでなく、そうなれば駐車場も整備というふうなこともしますので、そういった部分では暫定的には仮設トイレというふうな部分の対処が現実的なのかなというふうには考えています。

○議長（三浦清人君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、及川幸子君。質問件名、1、コロナ対策として新たな事業展開への支援内容について、2、教育環境について、3、町道復旧について、以上3件について一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） 7番及川幸子です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、次のことについて一般質問させていただきます。

質問の相手は町長です。

前回、8月4日の臨時会にて、南三陸町新型コロナウイルス対策として4億7,700万円の補正予算を議決しました。しかし、30項目にも及ぶ大事な新規事業が、10分か15分の課長説明となり、詳細内容が理解できかねましたので、あえて一般質問とさせていただきました。簡潔に御説明をお願いいたします。

質問事項は、コロナ感染症対策として、新たな事業展開への支援について、次の4項目を質問させていただきます。

1つ目、地域経済への回復として「てんこ盛り商品券」の内容をお伺いします。

2つ目、避難所等における新型コロナウイルス感染症拡大防止策をお伺いします。

3つ目、移住定住促進に向けた取組と現状を伺います。

4つ目、地元産材の利用促進の活用。

以上、30項目の中からピックアップした4点について、壇上より質問とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは及川幸子議員の御質問にお答えさしあげますが、1件目のコロナ対策ということですが、8月の臨時議会でも御説明を申し上げましたが、理解できなかつ

たということですので、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の御質問、てんこ盛り商品券についてですが、てんこ盛り商品券については新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光業を中心に大きな被害を受けた地域経済の回復を目的に実施するものでありまして、町が発行する割増率100%の商品券事業であります。

現在は発行に向けた準備を進めておりまして、商品券の使用期間を本年10月1日から来年2月28日までを予定しておりまして、1,000円の商品券を10枚つづりで1セットとし、これを1万5,000セット販売することにしております。

販売に当たりましては町内の全世帯に対し、先行販売を行った後に一般販売を行うこととしております。

また、使用店舗については現在公募を実施しているところであります。商品券事業につきましても、多くの方に御購入をいただくことが経済対策につながるものでありますことから、十分な情報発信に努めていきたいというふうに思います。

2点目の御質問、避難所等の感染拡大防止についてですが、避難所での密接・密閉・密集、いわゆる3つの密を回避するため、定期的な換気や十分な避難スペースの確保に加え、避難者の健康状態を確認し、避難所内での動線を分けるなどの対策を講じることとしております。さらに、マスクの着用、手指消毒といった基本的な感染予防を徹底するため、避難所にアルコール消毒液やマスクを配備するとともに、今後非接触式体温計やパーティション、簡易ベッド等の追加配備を進めてまいりたいと思っております。

続いて、3点目になりますが、移住定住の促進についてであります。星喜美男議員の一般質問でもお答えしたとおり、都市部から地方への移住の機運が高まっている現状に鑑み、本町においても民間の空き家を改修し、定住促進住宅として貸し出すことを計画しております。

対象となる空き家については、既に候補を選定しております。現地調査等を実施した上で、これを固定資産税相当額で町が10年間借受け、速やかに改修工事を実施し、年度内には工事を完了させたいと考えております。

最後に、地元産材の利用促進についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響への対策といたしましては、地元産材の利用を推進するため、地元産材を使用したキャビンの建設を予定しております。

町産材の利用促進を目的とした事業といたしましては、これまでも新築住宅に町産材を利用した際の補助等を実施してまいりましたが、震災後の住宅復興需要も落ち着き、今後の新築着工件数が多くは見込めない状況であります。今後の町産材利用の推進拡大を図るためには、

住宅建材だけではなくて、住宅建材以外の用途における木材利用の推進が必要と考えておりまして、昨年度において県の補助を活用して整備いたしましたY e s 工房のF a b L a b と連携しての南三陸産材を利用した新商品開発にも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、てんこ盛り商品券ですか、5,000円券を買えば、町が5,000円上乗せして1万円券を発行する仕組みですが、5セットまで購入可能、つまり最大2万5,000円で5万円の買物ができる内容です。町民にとっては2倍の買物ができるので大変ありがたく、うまく行けば冷え込んだ地域経済も回復します。

しかし、町民の所得水準は昨年と変わりありません。200万円までの所得の人が何%いるでしょうか。企画課長さん、御存じでしょうか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 所得水準に関する質問については、手元に資料がございませんのでお答えできませんが、冒頭の質問の中で2万5,000円という金額が出てきておりますが、まずは町民向けに販売いたしますのは、1万円で2万円分までの利用ができる商品券を町民向けに発行するというものでございます。そのほかは、一般販売として第2弾という形で7,500セットを議員が御質問した金額の2万5,000円で5万円までと。これについては町民にかかわらず町外の方でも購入できるといったような制度にしております。

ただ、所得水準のお話でしたが、当課でこのてんこ盛り商品券の事業を考えるに当たっては、前段で国の定額給付金がありました。10万円ですが、いろいろな民間団体のアンケート調査を見ますと、その20%前後が貯蓄に回っているという調査結果が出ております。その2万円を市場に経済回復のために出すことが、さらなる経済回復を加速させるものということで取り組んでいるものでございます。所得というよりは、定額給付金の手元に残っている分を外に出すと、それを地域でしっかり受け止めるという趣旨の下で始まっているものでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま1万円で2万円、町内向けということですか。あとの7,500セットは第2弾で出すということなんですけれども、前回の臨時会では町民向けには9,000セットという説明で6,000が県外ということで私は聞いておりました。7,500セットということで今確認しました。

それで、ただいまの企画課長は税務のことは担当課じゃないから分からないんでしょうけれど

ども、78.41%です、200万円までの所得の人が。昨年は78.62%です。ですから、差がないんですけれども、同じぐらい、約80%近い人が200万円までの所得水準です。ついでですから、550万円から1,000万円までの人は何%いるか町長は御存じでしょうか。分かるわけないですか。2.42%です。

昨日、同僚議員の質問に対し、どこでもやっていないのできつと大当たりすると自信たっぷりに御説明されました。町内用9,000セット、町外用、これは前回の臨時会で聞いた6,000セット販売予定ですが、いつからいつまでの期間売り出し、どこで販売して、町民がいつまで利用できるのかということを知りたかったんですけれども、先ほどの答弁の中で10月1日から2月8日、公募によりということがありますけれども、どこでこれは買うんでしょうか。10月1日から2月28日までの売出しということなんですけれども、2月28日、3月いっぱいでもよかったんじゃないかなと思われましてけれども、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 所得の関係につきましては趣旨が議事とかけ離れておりますので、そこは御理解をいただければというふうに思います。

それと、販売につきましては、先行販売、いわゆる町民向けの販売につきましては、9月23日から販売をする予定にしております。実際、券がお店等で利用できるのが10月1日からというものでございます。

販売につきましては、当課、それと歌津総合支所を先行販売の場所にしておりますが、入谷地区、戸倉地区につきましては、現地のほうに出向いて、場所はまだ未確定ですけれども、出向いた形で臨時的な先行販売を行っていくということでございます。

券につきましては、2月28日まで、来年の、使うことということにしております。これにつきましては、一義的には当該感染症対策の交付金につきましては年度内事業であるということをご鑑みまして、業者からの換金手続、そういった期間を1か月間猶予をもって2月28日という日にちを設定したところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この商品券は、ただいまお伺いすると支所と企画課ということで、あとはそれぞれ4地区、戸倉、入谷もやっていただきたいんです。というのは、やはり券を売ることになってくださいというのはうまくないので、4か所にそれぞれ町民に丁寧に行なっていただきたいと思っております。

それから、このコロナ対策では2度の補正と給付金合わせると20億円を予算化しました。私

は素直に喜ばませんでした。それは、町内の所得水準が分かるからです。それと、今年のプレミアム商品券は売上げが悪く、2,375万円予算付けしました。1,560万円の実績となり、結果的には644万円の不用額を出しました。説明には販売が見込みを下回ったこととなっております。現実には厳しいものがあります。

このてんこ盛り商品券は町民向けなのでしょうか。それとも観光客向けなのでしょうか。前回の結果を踏まえて、今回どのように反映させたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も説明しておりますように、第1段階で販売するのは町民の皆さんに販売するわけですので、町民皆さんのためにとということです。

先ほど、どうも私聞いていて理解できないんですが、所得が200万円以下が何%とか、500万円以上が何%とか話していますが、私このてんこ盛り商品券と全く関係がないと思っているんです。今まで、例えばですよ、スーパーで1万円持って行って1万円の食料品しか買えない方が、1万円の券を持っていくと2万円買えるんです。これは低所得者の方々にとってはこんな願ったりかなったりの商品券って私はないと思います。そこが私はどうも及川幸子議員の言っている話というのが理解不能というか、理解できない。多分このテレビを見ている方々も私の言っているほうが正しいと思って聞いていると、私は思っております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 昨年度のプレミアム付き商品券でございますが、確かに結局は販売が3割程度にとどまったというものでございますが、そもそもこの商品券の目的は国の制度として低所得者、それと子育て世帯向けに限定した商品券であります。いわゆる割増率についても25%、2割5分と、町の商品券ということで、今回のてんこ盛り商品券と比べるのは少し無理があるのかなというふうに感じております。

ですので、その反省という部分では、特に今回の商品券には生かすという部分は特にございませんが、いずれ、平成27年に経済対策として4割増し商品券という事業に取り組んだ経緯がございます。その際は10日間、1週間程度でほぼ完売したと。金額にすれば売上げとして6,500万円、数日間で完売したという部分を、もう少し町民に対して確実に行き渡るような方法という部分では、そこを今回まず先行販売ということで町民向けに取り組んだというのが大きな改善点ではございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は何を言いたいかというと、商品券を買いたいのはやまやまですが、



買いたくても買えない町民が大勢いるということです。

このてんこ盛り商品券に1億5,300万円、予算付けしたことは昨年のプレミアム商品券販売不足が反映されなかったという、私的には思ったんですけども、ただいまの企画課長の説明では、以前27年には6,500万円を完売したという実績がありますということを知りました。やはりその都度生活環境も変わる、所得も変わっていく中で、私の実感したのは、そういう買いたくても買えない、そして先ほど言ったように貯金に回すという人もあります。この30項目に5億円近いお金は、大風呂敷を広げ過ぎではないでしょうか、私は思うのです。身の丈でよかったのではないのでしょうか。自分も議決した1人として、議決していますから、いまさら心苦しいのです。

ちなみに、気仙沼市。昨日の新聞に、ホヤチケ! 2,500円に500円上乗せで、第1弾の1.5倍の売れ行きと載っていました。もっと簡単に誰でもどこでも使える、全町民向けのチケットを安くして、工夫してもらいたいと思っております。

次に、2点目に入らせていただきます。

避難所等の感染防止策をお伺いします。

コロナ感染症対策を講ずるために1,100万円の予算を確保され、必要な資機材の整備とあります。この事業内容、先ほど聞きました。大きいのはパーティションだと思います。要するに3密を防ぐための一番いいアイデアですね。パーティションとなっております。

災害時、3密を防ぐために避難所をどのようにすべきなのか、今後のお考えがあればお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 避難所でのありようという部分でお答えすれば、先ほど町長の答弁で申し上げましたように、大勢の方がなるべく密集しないような環境をまずつくることと、それから消毒とか衛生環境をしっかり守ること、あるいは換気をよくすることなどなど、一般に国で定めている基準があるわけですけども、そういった一つ一つを丁寧にやっていくことだろうと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） いろいろありますけれども、簡単に言えば3つの密を防ぐのに、避難所は定員の50%以下に抑えることだと私は思っています。今回のこの議会の議場もそうなんですけれども。あしたに災害が来ました、避難所に行きました、そうした場合、今ある指定避難所の倍は、50%以下となるともっと必要になってくるのかなと思いますけれども、その辺

のお考えはどのように思っていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議員おっしゃる50%というのは、例えばこの議場の定数をベースに、その半分以下というような感覚でおっしゃっているのかと思いますけれども、避難所の施設そのものにおいては、そもそもの定数というのが決められているわけではないんです。逆にコロナを想定して、必要な、これ以上間隔はいふらしたほうが、余裕があったほうがいいだろうという、そういった目安として定められている部分がありまして、1人当たり1.6平米以上ということでの基準になっております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1人当たり1.6平米の基準ということなんですけれども、例えば4地区。（「4平米以上です。失礼しました」の声あり）4平米、訂正。今1.6って言ったんですけれども。

○議長（三浦清人君） お待ちください。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 失礼しました。1.6というのが通常の、一般的な基準ですが、コロナ対策として4平米以上で計画を考えております。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、管財課長、商工観光課長が退席しております。町民税務課長、保健福祉課長、建設課技術参事及び病院事務長が着席しております。

通告8番、及川幸子君の一般質問を続行いたします。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、午前に引き続き質問させていただきます。

まずもって、先ほど総務課長の説明で、訂正がありました。普通だと1人1.6平米、それが災害時となると密を防ぐために4平米ということでした。とすると、倍以上の面積が必要になってきます。1.6の倍だと3.2なんですけれども、それ以上の面積が必要になると。災害時に、やはり4地区の避難所があると思うんですけれども、その人数割の計算を早めにしておく必要がありますので、その辺の心の準備、計算、何人の人数がこの避難所には入れることができるということ、即座に出てくるような準備をお願いされたいと思います。

次に、移住定住の促進について、先ほど町長の説明をいただきました。その説明ですと、年度内に工事を終わるとのことですが、それは当初予算の話だと思います。先月1,000万円予算化したばかりですから、これではないと思うので、その1,000万円の、先月の補正で取った1,000万円の内容を簡単に御説明願います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません。まず、年度内に工事を完了させたいということなんですけれども、こちら、先日の補正予算で御承認いただきました1,000万円の部分を今年度内に終わらせたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、その1,000万円足りないから補正したという感じに取られるんですけれども、それはコロナのために新たな予算付けをしたと私は解釈しているんですけれども、そうではないんですか。それを年度内に使うということなんですけれども。

では、定住移住については東京23区の若者30%近くが田舎に住みたいとアンケート調査で確認されたことを一昨日聞きました。このコロナ禍で我が町ではチャンス到来と考えて、この事業の推進を図るべきと思います。現在何軒の空き家を確認しているのか、その状況ですね。そして、年内中に1,000万円を使うんだということなんですけれども、その辺の状況をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず、町内の空き家の状況なんですけれども、何戸あるかということなんですけれども、それは実は把握できていません。それは、前回の議会の中でも御質問いただいて、そのようにお答えしております。

それから、今回のコロナ対策としての定住住宅なんですけれども、こちらちょっと簡単に説明させていただきますと、まず、町内にある空き家を町のほうで借り上げます。10年間という期間を想定しておりますけれども、固定資産税相当額でお借りして、それで町のほうで改修いたします。それを移住者の方にお貸しして、移住者の方が家賃を町に納入していただくというスキームを考えております。こちら、総務常任委員会のほうから御提案いただきました中間管理住宅と同じような仕組みになっておりまして、四万十町のほうに御視察行かれていますと思いますけれども、そちらのスキームとほぼ同様ということです。あと、東北のほうで行きますと、山形の遊佐町のほうでも同じ仕組みを平成25年から導入されて実施されております。この仕組みによってもともと町のほうでこの仕組みを入れていなかったというのが、

改修費用がやはり、国のほうの補助が2分の1ありますけれども、その2分の1のさらに4分の1というか、県のほうの補助が宮城県はありませんので、その分で町の財政負担がかかってくるということで、ちょっとこういう仕組みというのは難しいんじゃないかということだったんですけれども、今回コロナの関係でまさにその移住定住という流れが来ております。それに加えて、今回の交付金というのがありましたので、ここを機にこの町でこの仕組みを導入してみて、それが今後どうなっていくのかというのをちょっと見ていきたいというふうに考えております。

四万十のほうに私ちょっと電話してお話をお聞きしたんですけれども、この仕組みを入れたことによって、それまで空き家の調査をしたことがあったそうなんですけれども、全部が把握できるわけでもなくて、また費用もかかるということで、ただこの仕組みを入れたことによって、町内の方が自ら、これはいいなということで、空き家を自ら申請してくれるようになったということで、今空き家の調査というのはやっていなくて、それでも毎年自分たちから空き家がありますので、この仕組みでやらせてくださいと言ってくる方がいるというふうにお聞きしています。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 把握していないということは非常に残念でございます。以前から私はコロナの補助が出たからできるからということなんですけれども、お金をかけて探すばかりが探すではないので、以前から区長さん、民生委員さん、町のそういった人たちはその地区に詳しいので、その辺を活用したらどうですかということを提言しているんですけれども、いまだにそれが活用されていないというのは非常に残念です。だから、これを一生懸命しなきゃと思うと知恵がついてきますから。これ、頑張ってください。田舎のうちは広く大きいので、シェアハウスなども検討されてはいかがでしょうか。1人で使うのは大変だから、何人か、女の人だったら3人、4人でもいいですよというようなことでいかがでしょうか。

ついでに、時間もないので次、空いている復興住宅を入居してもらいたい、そういうことは可能なのか、町長の裁量権で1年間家賃を補助するとか、いろいろな工夫、アイデアを出すと、出てくる人があるから、来たいという人もあるから、ニーズがあるから、その辺は実現可能になっていくんじゃないかと思われまますけれども、いかがでしょうかそういう点は。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 考え方とすれば非常に面白い部分もございますが、実際うちの公営

住宅の空き家の率を見ますと、なかなかそこまで積極的に補助をしてまでというぐらい空いているような状況でもございませんので、それよりも空き家バンクに登録されている住宅を移住者の方に使いやすい形の中で貸していくほうが、まずは今やるべきことはそこが先なのかなという観点で今回の事業を提案したまででございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 次に、4番目に移らせていただきます。

地元産材の利用促進について伺います。

コロナのこのキャビン、私は分からないので、丸太小屋とイメージさせていただきます。この設計及び建設工事に約3,000万円予算計上しています。説明では6人用1棟、4人用2棟と、前回説明受けました。

伺いたいのは、利用の方法です。コテージをイメージしたほうがいいのかと思いますけれども、この利用の方法と料金、その辺併せてお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ただいま質問ございました利用方法というところでございますけれども、キャビンという形に関しましては、木造の簡易な宿泊施設というふうなイメージをしていただければというふうに思います。

6人用と4人用というふうな説明、前回私しましたけれども、いずれ2部屋のキャビンが1つ、1部屋のキャビンが2つというところでございます。トイレ、台所等はないというふうなところで、利用に関しましては、シーズン中に関しましてはキャンパーに使っていただくと。シーズンオフにつきましては、ワーケーションでの利用を図っていきたいというふうなところでございます。

利用料金につきましては、まだ設計も建設もしておりませんので、そこはいずれ管理運営に関しましては神割崎キャンプ場にございますので、指定管理者になるのかなというふうには考えるところなんですけれども、そこは今後建設、農林、商工観光課で協議していきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） このキャビンも多くの都会の人に利用されると思うんです。利用基準の見直し、今後ですね、移住定住と連携しながらその辺推進していくべきと思いますが、この辺の連携は今後できるのかできないのか。都会の人を呼び込むということで。伺います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 移住定住での利用というふうな御質問でございますけれども、先ほども申しあげましたように、ただ部屋があるというだけの宿泊施設でございますので、トイレもない、台所もないというふうなところですので、もしかしたら人によっては、という方もいるとは思いますが、いずれ指定管理の範囲内での施設ですので、そこはちょっと一線を画す必要があるのかなというふうには思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 都会の人たちは風呂もないトイレもない、トイレは神割崎キャンプ場にありますが、いろいろな考え方の人がいると思うんです。食事は外食するというような、そういう考えの人もあると思うので、それらは駄目ではなくて来た人のニーズに合わせて利用させるべきだと思いますので、その辺今後考えてもらいたいと思います。

それでは、次に自席より2件目の質問を行います。

教育環境について、町長、教育長に次の3点についてお伺いいたします。

1点、エアコン導入後の学校教育環境整備を伺います。

2点目、タブレット購入に関わる入札方法と今後の運用方法を伺います。

3点目、教員の働き方改革の推進をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 及川幸子議員の2件目の御質問、教育環境についてお答えをいたします。

まず、1点目の御質問、エアコン導入後の学校教育環境整備についてであります。全国で記録的な猛暑が続いたことによる児童生徒の熱中症対策として、本町においても町立全ての小中学校の普通教室を中心に、合わせて115台のエアコンを昨年度に設置したところでございます。

利用初年度となる今年度は、折しも新型コロナウイルス感染症の影響による夏休みの短縮によって、真夏の暑い時期を学校で過ごす時間が多くなりました。各学校ではエアコンを効果的に利用し、良好な環境の下授業を進めていると伺っております。

今後も必要な維持、修繕、更新等の年次計画に基づき、引き続き児童生徒が安心して学習できる環境整備に努めてまいります。

次に、2点目の御質問、タブレット導入に関わる入札方法と今後の運用方法についてお答えいたします。

今般導入を進めております教育用タブレットにつきましては、その通信方法を学校現場にお

いてより利便性の高いLTE方式としたことから、端末の購入と通信業務等の役務提供を一括し、また事業を履行できる事業者が移動体通信事業者に限られていることから、入札方法を制限付一般競争入札として執行されたところです。

今後の運用につきましては、事業の円滑導入のために欠かすことのできない教員のスキルアップ研修などの機会を増やししながら、GIGAスクール構想の本来の趣旨であるICT化社会で生き抜くための資質や能力を身につけさせる授業の展開や、新型コロナウイルス第2波等でのオンライン学習の実施を視野に、教育委員会としても積極的な支援を行ってまいります。

最後に3点目の御質問、教員の働き方改革の推進についてお答えいたします。

社会や経済など学校を取り巻く環境が急速かつ大きく変化し続けている中で、学校への期待、子供たちへの対応も変化し、これによる教員の長時間労働は全国共通の課題となっております。新型コロナウイルス感染症の対応においても、教員の勤務環境は変化し、在宅勤務の実施、校内の消毒作業、児童生徒に対する感染予防の指導、心のケアといった平常時にはない業務が発生しているところです。教育委員会といたしましても、これまで学校からの要望に沿った教員補助員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、教員の多忙化解消に向けた取組を進めてまいりました。学校においても校務分掌の適正化や部活動ガイドラインの遵守、会議や行事の精選などを工夫されているところでございます。引き続き、教職員がやりがいや充実感を持ち、元気に子供たちと向き合えるよう教育環境の整備に向け取り組んでまいります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、エアコンが昨年115台入って、今年は快適な生活を子供たちがしているようで何よりでございます。

このエアコンですけれども各不備がないのかということは、漏れなくこの環境が整っているのか、そしてもう一点は、伊里前学童保育の場所が移転されましたけれども、その辺もエアコン使っているのか、つけているのか、その辺伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） エアコンにつきましては、国の補助で認められる部屋、主に普通教室になりますけれども、等は全部入っております。さらに、国の補助対象外となる職員室などのところにも入れておりますので、漏れなくということで御理解いただいて構いません。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 歌津の学童のエアコンということですが、つけてごさいます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 全部使っているということで安心しました。

次に、タブレット補助事業の入札方法と今後の運用方法に移ります。

5月臨時会補正で5,500万円、タブレットを予算化しました。先月臨時会で財産の取得700台分、4,271万9,402円を議決しましたが、なぜ契約金額が備品と通信サービス分、分けないで一緒に1億670万円総額を議案提案されたのか聞きたいんですけれども、先ほどの教育長さんの答弁では制限付一般競争入札でやったということを伺いました。その内容を臨時会では詳しい説明がなかったので、あえて今回一般質問するわけですが、

まず、第1期128台、第2期572台と1か月分けた理由ですね、1か月のずれがあるんですけれども、その理由をお聞かせください。それによるメリットは何だったのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） エアコンは調達が非常に……、エアコンではございません、タブレット、調達が非常に難しい。そこで、一気に700は届かないので、まず中学校3年生用というところで128、2年生以下、中2以下を1か月後に分けたというところでごさいます、メリットにつきましては、確実に台数をそろえていくと、この事業の目的を達成するというしかございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この事業は国の学校補助整備事業で実施するものです。例えば、公立学校通信ネットワーク施設整備事業とか公立学校情報機器整備事業などがあるかと思ひます。しかし、前回の議案の中にも、議案説明にも、事業目的や事業概要が見えていないんです。これはどの補助事業で実施するのか、その辺の御説明願ひます。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） ただいま議員がおっしゃった学校施設整備に関する補助事業、この財源も使っておりますし、加えて、国から交付されたコロナ関連予算も一緒に使って700台まで一気に整備をしようということになりました。国の予算だけを使うと、とても一気にそこまで台数がそろわないということから、町独自の使い方として、そういう予算を計上させていただきますというところでは



○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この件については、県が一括購入するため各市町村の手挙げ方式を採用されたようですが、それには当町は参加しなかった理由をお聞かせください。一括購入の方法が、県に任せれば格安になる、私はそういうふうな素人ですからそういう判断をするんですけれども、格安になるのではないかと、各町村をまとめて買ったほうが、そういう思いがするんですけれども、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） もちろんスケールメリットからすれば一括調達に参加するという方法もありますが、これは、先ほど言ったように、台数が非常に限られてくると。調達が難しいと。県が一括調達するとなると何十万台にもなります。全部そろわない場合に、どこか配付されない市町村が出てくるのではないのでしょうか。仙台市なんか今でもエアコン入っていないじゃないですか。そこで、町が自由に、自由なタイミング、スケジュールでこのタブレットを調達できるようにするには、町独自でやったほうがいいと、そういう判断の下に県の一括調達には乗りませんでした。私の知っている範囲で、県の一括調達に参加したのは1町だけです。（「どこですか」の声あり）仙南の自治体さんです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 仙南1か所と言いましたけれども、私は県北でも知っております。手挙げしたということを知っております。まずそれはいずれにしても。この事業を導入するのに1億670万円の財源内訳をお伺いいたします。時間かかるのであればいいですよ。次に移ります。時間ないので、私は。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 時間がかかるんで、なかったらいいです。後でいいです。

この事業を導入するのに、事業費、役務費、工事請負等が出てくると思うんです。それらは議案の中の1億670万円の中に入っているのかいないのか、内訳書がなかったの。入っていないとすると、今後これにまたプラスになってくるのかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 1億670万円の中には全て入っておりますので、今後さらにと  
いうところではございません。

それから、内訳でございますが後で事務所のほうにお寄りいただければお知らせします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この事業費を教育委員会事務局費で予算措置しています。なぜ小中学校費の予算措置しなかったのか。近隣市町はそれぞれ小学校中学校費で予算計上しています。さらにはタブレットは財産の取得、その他通信費初期設定、保守管理費、ネットワーク通信費は、それぞれの適正科目で予算化しています。なぜ我が町は1億670万円の総額議決に踏み切ったのか疑問です。

そこで、前回の議案第82号、財産の取得について記載内容に不明点、不明確な点を見ました。というのは、財産の取得の方法として購入とありますが、これは解釈の違いではないでしょうか。間違いないですか。財産の購入方法として。取得方法。議案に取得の方法が何かと書く欄があるんですけども、そこには購入ってあるんです。これで間違いないでしょうか。担当課長さん、議案提案した。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） この前の御質問、議会の中で私も答弁しておりまして、備品と役務費、使用料、こういったものを一括で契約する方法が問題ないのかというような御質問がありました。これは、町とすれば法令に基づいた事務処理を行うんですけども、その際前回申し上げたように、備品と通信業者などが購入するところが別々の契約を行った場合に、機械にトラブルなどが起きたときに通信側の問題なのかハードのほうの問題なのかということが簡単には分からなくて、結局その原因を調べるために非常に時間がかかるということが現実的な問題として起きてくる。こういった問題を一気に解決するために、町の契約業者審査委員会として一括での契約が望ましいという判断の下に、こういった方法を行っております。

なお、一括での購入契約は違法な手続などは一切問題ありませんので、御了承いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 違法か違法じゃないかって言っているのではないです、私は。聞きたいのは、記載しなければならぬところに購入とあるんです。これは、財産の取得で入札かけるから、何の入札、一般競争入札なのか随契なのか、競争入札なのか、その方法を書かなきゃならないのではないかと私は言っているんです。これは、議案にはないけれども、制限付一般競争入札にしたと教育長さんが言っております。

それと、もう一つ、今言ったのはどのような方法を取ったのかということに記載するべきではないかと思うんです。それから、今回財産の取得ですから、自治法第96条第1項第8号、

これを根拠法令として議案に明記しなくてもいいんですかということをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃっているところがどこか分かりませんが、前回の資料の中で、制限付一般競争入札を入札方法の中にきちっと記載しておりますので（「別紙です。議案です議案」の声あり）、議案、議案にはそれを書くところは、取得の方法、購入。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午後1時39分 休憩

---

午後1時40分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 御指摘の部分について今確認いたしましたが、議案としての問題はございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私もよその市町村を調べました。取得の方法は調べたところはほとんど指名競争入札でした。それと、今言っている地方自治法第96条第1項第8号、根拠法令もきちんと皆載せています。ただ、うちのほうは載せていないから、我々にしてみれば、これは議会軽視にならないのかなという思いがいたします。我々は、この財産の取得は何の根拠を持ってやっているのかなというのと、やはりこの自治法96条第1項第8号、これを入れるべきではないのかという思いがいたします。その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 他の自治体の記載の方法については承知しておりませんが、御疑問のある部分につきましては誠意を持ってお答えさせていただいているつもりでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは次に、瑕疵がないとおっしゃるようなんですけれども。それでは次に移ります。

地方自治法第234条第2項同法施行令第167条第1項の規程による、一般競争入札とした入札調書、今回は随意ですけれども、一般競争入札としたことを記載した入札調書を作成していますでしょうか。

また、先ほど聞くと、1社だけだったとは信じられないんですけれども、競争の原理から見

積み合せなど必要ではなかったのかなと思います。この辺はしていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 及川議員。していますでしょうかということ一旦区切るんですね。はい、答弁。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 法令にのっとった調書につきましては当然作成して事務を進めてございます。

それから、結果的に参加事業者が1社だったということではありますが、競争入札に付しているということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、議案の参考資料には制限付一般競争入札とありますが、どんな制限をかけたのか、そのことがどのような影響を及ぼすのか、その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 専門用語でちょっと長くなるので、短く言います。

LTEのモデムを使える携帯用の基地局を持っていて、町内でその携帯の電波が使える業者さんをお願いしますというのが制限です。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ただいま教育総務課長が申し上げたとおりでございます。

○議長（三浦清人君） 俺はまたその範囲だと思ったから。

及川幸子君。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） では、南三陸町財務規則第91条には、課長等は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の10日前までに、次に掲げる（1）から（7）までの事項を公告しなければならないとあります。

議決後の議案であります、どのような公告、告示をしたのか確認したいので告示資料の提出を求めます。その間休憩とさせていただきますよう議長のお取り計らいを願います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

---

午後1時47分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、議案参考資料にタブレット備品代税込み約5,000万円予定価

格となっています。しかし、予算は5,500万円計上していますが、これは過大見積りではないんでしょうか。残額500万円は何に使用するのか、その辺をお伺いします。予定価格は何を基準にして算出したのか併せてお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） タブレットでございますので、土木や建築工事と違って何かの指針を活用するしかございません。例えば先進導入自治体に聞くとか、そもそもG I G Aスクール構想ですと、タブレット1台につき国が1台幾らというふうに補助の金額を示していることを推計すると、大体1台幾らというのは民間のキャリア会社さんも篤と知っているということから、5,000万円ぐらいの予算を取ったということで、結果として予算が、入札の結果でございますので、そこはやむを得ないところだと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最初見積り何か取らなかったんでしょうか。見積り取って、その見積りに合わせて予算を請うということなんですけれども、その辺無理だったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） この類は、扱えるところは限定されますので、見積りを取るということは難しいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 他町は見積り合せなんかちゃんと取って、何十社と結構出ております。難しい。難しいから見積り取らなかったと、そういうことになるんでしょうか。限定。その1社に見積り取らなかったんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 他町のことはよく分かりませんが、当町はLTEという、何度も言いますが、スマートフォンと同じようなものを導入すると。そうしますと、町内で電波が使える、あるいは電波の基地局を持っている事業主というのは数えるぐらいしかおりません。その数少ない会社から見積りを取るというのは、これはなかなかできないのではないかと思います。いかがでしょうか。

ちなみに、どこの自治体に行って聞いたか分かりませんが、W i F i の工事をやるとか、学校に行って配線をやるとか工事をやるとか、その場合は私は別だと思えます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私言いたいのは、物事はそうであっても競争の原理からいってもやっぱ

り見積り合せというのはどんなときでも最低限必要ではないかと思うから言うのであります。これ、時間がなくなってきましたので、次に移らせていただきます。

次、この児童に関してですけれども、都会に住んでいる児童と田舎に住んでいる児童の教育の格差があってはならないと思います。今後の教育環境はどうあるべきか、町長と教育長さんに簡単にお二人にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） タブレットの中に、ICTの活用ができるようなアプリが入っておりまして、それを活用することで、それこそどんなところでもどの大きな町であろうが小さな町であろうが、どこに住んでいても同じような教育ができるような形で、基本的なアプリが入っておりますので、教育に関しては大丈夫ではないかと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 最初は通告していないですけれども、議運で通告を追加させていただきましたので、町長からもお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 議運でどういうお話されたか分かりませんが、私に来ている通告書は教育長のみということになっておりますので、通告書どおりに質問をしていただきたい。私の立場で言えるのはそれだけでございます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 申し訳ございませんが、町長にお伝えしたつもりでおったんですけれども、意味がイレギュラーだったものですから、町長の受け止め方とすれば議運でのお話はお話としてというお答えさせていただいたようなお立場だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後1時54分 休憩

---

午後1時55分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 町長は答えたくないというようですので、終わりにします。

次に、3番の教員の働き方改革推進について、学校では先生方は風呂敷残業を強いられているようですが、部活動を受け持っている先生方は年々仕事の量も増えてきています。その点、

時間外手当とかそういうものが支給されているのか、それとも無償なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 部活動の手当等については、県職員でございますので、県のほうから適切に手当が支給されております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） コロナ感染症で、これからはタブレットを使用しての勉強になるわけですが、先生方は研修されているんですよね、この間も4回目ということですから。全員がタブレットを使いこなせるのか、それから、タブレットを自宅に持ち帰ることができるようですけれども、図書、読書をするような環境づくりができるのか、ソフト何かあるのか、そういうことを。

それから、先生方は新たなコロナ対策で生徒を指導する場合、仕事が増えますが、今お伺いした時間外手当も出るということで安心しましたけれども、ソフトの関係ですね。

それから、リモートでの勉強のメリット、デメリットをお伺いいたします。個人差が大きいので格差がないような指導をしていただきたいと思います。

簡単にその2点お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） ソフトはいろいろ入っております。これからは学校用の教育教材を買わなくても済むぐらい入っていると思いますので御安心ください。

それから、働き方改革イコールタブレットではありませんけれども、使い方によっては教職員の負担軽減にもなるだろうということは、これは文科のほうからもいろいろな研究で言われておりますので、そのようにやっていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 次に、3件目、町道の復旧について。

町道災害復旧事業は現在どの程度の整備状況なのか、時間がありませんので、場所を指定いたします。

1つ目、国道45号線から祈念公園に下りて、公園西側道路に接続可能になるのか、また車両の通行ができるのか、公園北側駐車場につながるのか。昨日車で走ってきましたが、かなり遠回りでご不便に感じたので、確認方お願いいたします。

それから2つ目、歌津港地区の河川防潮堤工事がストップしています。河川堤防の中間で大

きく変更されることが県より説明され、地区民が困惑されています。それにより、港石泉線の整備が遅れるので、法線と完成時期を確認いたします。

3つ目、歌津落沢線、今後の実施計画があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、ルール守りましょうよ。通告しているのは災害復旧事業ほどの程度の整備状況かということしか書いていないんですから。私が答弁した後に、個別の事業について伺うというのが議会のルールですから。そこはしっかりやっていただきたい。

○議長（三浦清人君） 町長、答弁。

○町長（佐藤 仁君） はい。3点目の町道復旧についてお答えしますが、東日本大震災からの公共土木施設災害復旧事業については、町道は橋梁を含む計53事業の査定決定を受けておりますが現時点で41事業、約80%の復旧工事が完了しております。残りの12事業につきましても全て着手済みであり、現在鋭意工事を進めているところであります。

今後は復興期間の最終年度であり、今年度末の事業完遂を目指して引き続き町内一丸となって事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、国道45号線から今祈念公園に下りていく道路があります。そして、公園西側道路に接続、下りていったところから祈念公園に抜ける、接続なるのかどうか。そして、さらにはそこを通過して北側駐車場、そこを抜けて志中大橋のほうに抜けられるような接続なるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、45号線から祈念公園内を通過して志中大橋のほう、あとは多分志津川高校のほうに向かってもお話かと思いますが、通路としますと45号線から直接ではなく県道のほうからお入りいただけて、祈念公園内を通過して志中大橋方向には行けます。

それと、志津川高校までの路線につきましても、これにつきましても今9月をめどに完成ということで事業のほうを進めております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 昨日実は回ってみたんですけども、まだ工事中でした。9月開園ということなんですけれども。要は以前伺ったとき、車止めを置いて公園内は車を通れないとい



うことを聞いていました。ですから車止めでなくて下りて行って公園内を道路で北側駐車場を  
通って志中大橋のほうまで通過できるのかどうか、それをお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 通常の道路としての使用ということではなく、これはあくまで祈念  
公園内の施設でございますので、通り抜けをするための道路ではございませんので、その辺  
だけはお間違えないようお願いをしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 災害時のことを今想定して聞くんですけれども、あそこの国道45号線と  
398号線、さんさん商店街の前が渋滞になった場合、そこを下りて、45号線から下りて近いの  
は祈念公園の中を通過して高校とか入谷のほうに抜けられる最短コースなんです。ですから、  
以前は車止めを置いて役場から行ってそれを外すというようなことを聞いていました。だか  
らそうなる一般の人たちは不便なんですよね。外さなきゃならない、いつ来るか分からな  
いの、何か簡単な外せるものもあるとは聞いたんですけれども、そうすると常時、そこは  
車が災害時そこを通過することができないのか、その辺伺います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申しましたように、これは一般の通行に供するための道路  
ではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何か道路でないから通っては駄目なんだよというような私は解釈します  
けれども、災害時であっても、普通はそうであっても災害時はそこを通行すると思うんです  
けれども、どう解釈すればいいんでしょうか。ふだんは使っていなくても車止めなんかはつ  
けてあるんですか。取るんですか。ふだんは使えないとしても。看板をそこに通り抜け禁止  
としているのか、災害時では一般の人たち、よそから来た人たち、そこを利用できないとな  
ると不便になると思うんですけれども、あくまでも災害時を想定して話していただきたいと  
思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 45号線は災害時を想定するということであれば、そのまま大久保方面に  
車を走らせたほうが、多分1分もかからないで避難ということになるかと思います。わざ  
わざ下まで下りていく必要は全くないと私は思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今398号線と45号線、さんさん商店街、その辺が渋滞になったら抜け道としてそこを下りる、上る、そういうことも想定されるから聞いているんです。

時間がないから次に移ります。

それから2つ目、歌津港地区の河川防潮堤工事がストップしています。河川堤防の中間で大きく変更されることが県より説明され、地区民が困惑されています。それにより港石泉線の整備が遅れるので、法線と完成時期を確認いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 法線というお話ですが、議員は港地区での説明会のほうに御参加をいただいていたかと記憶してございますが、基本的に法線はあの法線で整備をしていただくということでございます。完成時期につきましては、県のほうからは本年度内に何とか完成をしたいということで承っております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今県が計画中の河川堤防は、養殖池を残すために堤防は造らないと説明され、町民は困っておりますけれども、今聞きましたが、以前の道路と変わって迂回するような計画のようです。前と同じと言いましたけれども、変わる予定のようなこの間の説明を私は受けましたけれども、かなり高くなるような説明を受けました。それと、その現実を町長は御存じなのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 逐一は分かりませんが、こういう問題でこの事業が遅れているという報告はいただいております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどもちょっと申し上げましたとおり、議員説明会のほうに御参加をいただいておりますして、資料のほうは御確認をいただいていると思います。ですから、その説明会での法線から大きくは変わってはございません。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この港地区から草木沢処分場や石泉に抜けるこの路線は最短コースなので利用者が多く、早期復旧を願うものです。

それから、3つ目の落沢線、これはグリーンロードから皿貝に抜ける主要道路ですから、実

施計画に入れて整備してもらいたいと思いますけれども、その辺の計画はあるのかないのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問の落沢線でございますが、何とか事業を導入して整備をしたいということでこれは数年来、議員も御承知のことかと思いますが、検討はしてございますが、なかなか見合った導入事業、これは全部単費でやるわけにまいりませんので、導入事業がなかなかちょっと見つからないというのが現状でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この落沢線はかなりの復旧事業でダンプが往来しました。そういった震災復興事業の絡みもありますので、何とかその辺の補助事業を見つけてもらいたいと思いますけれども。この復興で使った道路の改修などは、補助事業としてあとは終わりなのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今年度で基本的には復興交付金事業は終了と言われてございます。復興事業としてできるというのは、場合によっては町道の舗装の補修とかそういったものはできる、ただ今現段階となるともうできませんけれども、そういった事業の導入はできますが、拡幅、道路だけ拡幅というような事業については今のところ導入ができなかったのが現在に至っているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現道舗装であればできるが、拡幅となると難しいという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 拡幅といいますか、要は復興事業で使って傷んだ道路ということで復興庁のほうに予算の使用をお認めいただければできます。拡幅という部分につきましては、新設改良というお話になりますので、その辺での採択がならなかったということで現在に至っているというふうに認識をしております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると採択ならなかった、上げたけれども復興事業として採択ならなかったということでよろしいでしょうか。以前も、三、四年前からもうこの件は話しているんですけれども、今お話聞いていると採択ならなかったということになるんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 申し訳ございません、正式にというのはちょっと今資料等持ち合わせておりませんので、やると、やりたいという方向で動いてきておりますので、今現段階でやっていないということはそういうことだというふうに認識をさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この路線は町民の人たちも大分期待しておりますので、今後とも実現に向けて努力されていきますようお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後2時13分 休憩

---

午後2時33分 再開

○議長（三浦清人君） それでは再開いたします。

教育長、教育総務課長、農林水産課長及び震災復興企画調整監が退席しております。

---

日程第4 議案第85号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、議案第85号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第85号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は関係する総務省令の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは議案第85号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正部分は議案書の2ページでございます。議案関係参考資料で御説明申し上げますので、議案関係参考資料のその1の4ページをお開きいただきたいと思っております。

1の改正の目的でございますが、ただいまの町長説明にありまして、個人番号カードの再交付に関する規定の根拠となる総務省令が令和2年5月11日に施行され、題名が変更されたことから、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の背景につきましては、行政に関する手続きを原則的にデジタル申請に統一するための法律、通称デジタル手続法、令和元年法律第16号が交付されたことによりまして、通称番号法、平成25年法律第27号が一部改正され、これまで紙ベースで発行されていたマイナンバーの通知カードが廃止となることから、3月定例会において通知カードに係る手数料を削除する改正を行っていたところでございます。

2の改正の具体的な内容でございますが、今般この個人番号カードの手数料の根拠となる省令が改正されたことから、南三陸町手数料徴収条例で個人番号カードの手数料の種類を定める別表の15の項の根拠法令を下線部のとおり改めるものでございます。

再交付手数料の800円は変わりございません。

施行期日は公布の日といたします。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 3番。顎、マスク。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第85号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第86号 南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する  
条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第86号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第86号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、保健適用外診療に係る使用料について設定するなどしたため、必要な改正を行うものであります。細部につきましては病院事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

- 南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） それでは議案第86号南三陸町病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についての細部を説明させていただきます。

議案書は3ページから、議案関係資料は5ページからとなります。

改正の趣旨は、脳血管障害後遺症などの患者様の全体、体のリハビリテーションに鍼及び灸による治療を取り入れたいことから、使用料を新たに設定する必要があるため、本条例の一部を改正するというのが主な内容でございます。

内容は、議案書5ページ上段に鍼及び灸施術料ということで1時間以内の場合4,400円、1時間を超えた場合、30分経過につき2,200円という料金を設定させていただくものでございます。手数料の設定におきましては、近隣医療機関の実施単価などを参考とさせていただきました。

なお、診療に当たっては、東北大学病院所属の鍼灸師に応援をいただく予定となっております。

新旧対照表は12ページにその記述を掲載してございます。併せて人間ドック及び健康診断に係る使用料の変更や、歯科口腔外科の自由診療においては診療技術料や診療材料に係る部分を最新の情報、要するに価格変動に適時に対応できるよう使用料に反映させることができるように、規則に一部委任をして条例上その材料の部分を除かせていただいたというような内容になってございます。

議案関係参考資料の新旧対照表は5ページから14ページになります。

施行日は10月1日でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

- 7番（及川幸子君） ただいまの説明で鍼灸の施術料も含まれるということで、1時間以内が

4,400円、1時間を超えた場合、それに2,200円がプラスになると解しますけれども、それでよろしいでしょうか。例えば1時間半の場合は6,600円になるということと。

それと、併せてこれ、保険適用になるのか、ここの病院だけではなくて、ほかの民間のそういうところも該当になるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 料金のほうは議員御指摘のとおりでございます、30分経過したごとに2,200円を追加させていただくと。

これにつきましては、保険適用外の診療ということで、保険診療の場合は厚労省が定める診療報酬に基づくわけでございます、これは自由診療ということで本人から直接頂くあれです、条例で規定しなければならないということでございます。

なお、対象者につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、自由に誰でも手を挙げれば診療できるということではなくて、あくまでもそういった脳梗塞だつたりの後遺症で全身状態を見てリハビリに効果があるんじゃないかという、主治医が判断した場合自由診療でこういった治療が受けられるということで、件数的にはごく限られた方になるかと思われま

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明では、こちらの先生が判断した場合とありますけれども、往々にして例えば大学病院、よその大きい病院で手術してその後遺症だということで診断書か何か添付すればそれができるのか、あくまでもその、例えばうちの場合だと南三陸病院の先生の判断でということになるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 南三陸病院内での施術になりますので、南三陸病院の主治医の先生の判断ということで解釈していただければよろしいかと思ひます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 前者聞いたようではありますが、これは新たにこの課といいますか、そういう部署を設けるわけではなくて、例えば内科なら内科の中で医師の判断でやるというようなことなんでしょうか。

それから、初診料・再診若干ずつ上がっているんだけど、これは上げる必要性というのは、先ほどちょっと何か説明があったような関係のないような説明がありました。必要性あるんですか。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） 前段は議員お見込みのとおりかと思えます。今回若干料金の改正をさせていただいたのは、診療報酬の改訂等に合わせて、こちらのほうもこの条例改正のタイミングで若干相談料等の料金を見直しさせていただいたという内容でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、リハビリの関係だということなんですけれども、当町においてこの脳疾患以外で普通のリハビリ系の患者さんというのは多いのか少ないのか、それが1点。

あともう一点は、自由診療ということでしたので、それでもそういった医者の方の診察が必要と認められた場合には、先ほど説明にもあったように応援の担当の先生はいつでも来られるような状況なのか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤和則君） すみません、リハビリだけの統計は取っておりませんで、もちろん外来患者さん、それから入院患者さんも定期的にリハビリ、通常のリハビリ、例えば外に出て散歩するのも含めてリハビリということでは多数の方が受けているということでございます。

それから、医師のほうですけれども、東北大学のほうは近くでは登米市民病院等に今も現にいらっしゃっておりまして、主治医の判断ですけれども、そういったタイミングで通常の診療している機関は混合診療といって、法的に鍼灸やって普通の診療やってということは絶対できないことになっているので、あらかじめ日を予約してからその日だけ、それだけのために日時を設定するというような形になってくるかと思えます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第87号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第87号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、関係する厚生労働省令の改正に伴い、必要な改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第87号南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、細部説明をさせていただきます。

議案書7ページ、議案関係参考資料その1の15ページを御覧いただきたいと思います。

本案は町長説明にございましたとおり、省令の一部改正を受けて行うものでございまして、その内容といたしましては、居宅介護支援事業所管理者要件に係る所用の改正というものでございます。

具体的には、介護保険における居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーの事業所について、その事業所の管理者については国で示す基準によりまして主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネジャーでなければならないとされております。ただし、このことへの経過措置といたしまして、平成33年3月31日までの間は主任ではないケアマネジャーが管理者であることを可とすることとされておりました。しかし、この経過期間の終了が目前に迫る一方、主任ケアマネジャーの確保が難しい状況にある地域もあるということから、経過措置の期間を令和9年3月31日に延長することとしたものでございます。

議案関係参考資料その1、15ページを御覧いただきまして、下段にございます附則第2項の経過措置の改正部分がこれに当たるものでございます。

また、これとは別に主任ケアマネジャーの確保が著しく困難であるなどのやむを得ない事情がある場合には、期間を限定しない措置として主任ケアマネジャーではない者を管理者とすることができるようにするということが規定されました。

議案関係参考資料の上段でございます第5条第2項の記載がこれに当たります。

簡単ですが、以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点だけお伺いします。

新たに主任介護支援専門員ということなんですけれども、民間の場合は人数が少ない、2人、3人で事業所をやっているところもあると思うんですけれども、そういう場合は下段の改正前で行くと思うんですけれども、これはいつまで、今令和9年3月31日までというようなお話をされましたけれども、主任がいない場合、そういういない場合の事業所というのはこの9年の3月31日から改訂なるのか、そのまま引き続きやっていけるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今議員おっしゃいましたとおり、なかなか確保が難しいというところ、説明の後段にございましたけれども、ここについてはある種条件が限定されておまして、離島であるとか中山間地域であると、こういったところについてはその措置も可能であるということにされました。本町の場合はといいますと、中山間地域に該当しておりますので、本町でそのような事例が出れば当然そこに該当するということになります。

なお、現状申し上げますと、現在本町内に3つの事業所ございますけれども、うち2つは主任ケアマネジャーがございます。それから、あと1つの事業所についてはいない状況ですけれども、そちらについては経過規定なり例外規定が適応されるものということで御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第87号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第88号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第88号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町震災復興祈念公園を全体開園させるに伴い、必要な改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第88号南三陸町都市公園条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきたいと思っております。

議案参考資料の17ページをお開きください。

こちらのほうに新旧対照表ということで下線部分を改正するものでございます。

内容といたしましては、全体開園に合わせまして、汐見町を追加するものでございます。

具体の1といたしましては、追加配付をさせていただきました議案関係参考資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

そちらのほうの国道45号線に接する祈念公園の南側部分でございまして、ちょっと左下のほうに拡大図が載っております。これの斜線部分、約50平米ほど、こちらが汐見町字汐見町ということになってございますので、全体開園に合わせまして条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 本議案ですが、議案書頂いたときに汐見町が追加になるということで、私は国道45号線の南側の大きな範囲が加わるんじゃないかと思って、大幅変更になるのかなということをちょっと考えまして、追加で参考資料をお願いしたという次第で、今日提出いただきました。

50平米が追加になって、国道45号線の北側部分の一部が汐見町に当たるということで、汐見町という文言も今回追加になったということで理解します。

今まで、この、今6.3ヘクタールで進んできていたわけなんですけれども、この汐見町部分

はもともと計画では入っていたわけなんですけれども、なぜ今までこの汐見町という文言がなく進んできていたのか、その理由をちょっとお聞かせいただきたいのが1点目。

それと、面積6.3ヘクタールなんですけど、これは平米数に直すと50平米追加ということになるかと思うんです。そういった場合、復興庁への提出書類であるとか許認可、そういったところで復興庁とまた調整なんかが必要になるのかどうか、そのあたり、許認可の支障がないのかどうか確認をさせていただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問の第1点目、理由でございますが、今2次開園まででございます。現在4.3ヘクタールを供用しておるということでございますが、今回の汐見町の部分につきましては、今まで県の防潮堤の工事用通路として使用しておりました関係上、今までの条例に計上していなかったと。やっとなんか今回防潮堤工事、国道45号線から直接入るようになりまして、9月の全体完成に向けて今整備を進めておるということでございますので、今回全体開園前に汐見町部分を追加させていただいたということでございます。

2点目の認可の件でございますが、今現在、4.3ヘクタールを供用させていただいてございます。今回この汐見町部分を含めました、配付させていただきました資料の中のオレンジ色と言ったらいいんでしょうか、だいたい色と言ったらいいんでしょうか、こちらのほうが今回追加となる2ヘクタール部分でございます、合わせまして全体面積は6.3ということで変更はございませんので、許認可関係につきましては現在のままということでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今この図面を見て感じたんですけども、50平米のところ、今汐見の部分にかかるわけですけども、この図面を見ると、塩入の分のこの斜線の部分、これが境界だと思ってしまうんですけども、この境界をぎりぎりに持ってくるとどちらもプラスマイナスゼロになるのではなかろうかと今目視の場合思うんですけども、そういう考えはなかったのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 申し訳ございません、ちょっと今の御質問の趣旨がちょっと理解できないんですが、相殺的なお話だったかと思うんですが、相殺とかという、そういう問題ではなく、そもそもこのエリアを整備をするということで事業を推進してまいりましたので、今回全体開園に合わせて必要な部分を条例として追加するというところでございますので、御

理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私、相殺って聞こえたかもしれませんが、そもそもこの図面を引くときに境界をまたがないでこの境界どおりに線を引いた図面はできなかったのかと最初から。後で分かったことなんですか、この50平米。ほんの少しですよ。そうすると、設計前、設計の当時から考えればこの境界というのはもともとあった斜線だと思うんです。その斜線、境界をまたがないで真っすぐにすることができなかったのかということをお伺いしているわけです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 青点線はある意味境界ではありますが、これは字界でございます。字界でございますので、その辺はお間違えのないように御覧いただきたいと思います。（「その線上にできなかったのかということ」「してどうする」「できないっていうの」の声あり）

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何点かお聞きしたいと思います。

今回の土地の汐見町の分、この部分は1回目の課長の説明でなぜかというところが分かりました。県の工事で防潮堤があったことでこの工事が終わったことによるこの土地が50平米増えたということだと思います。分かりました。そして、9月の開園に当たって、その開園というのは9月末をもって全て完成というような時期のことなんですか、その辺、課長に教えてください。

あとは、報道にも載っていたんですが、築山の部分から志津川高校への避難道も一緒に整備しているというような話を聞きました。そして、先ほど事前に課長から聞いたんですけども、百二、三十メートルがこの築山から今既存の田んぼの中の道路につながると、そういった方向で今進めているとは思いますが、今残っている既存の道路、それっていうのは、今現時点である道路が高校の下にあるんですが、あの道路はあのままずっと今の形で残っていくというようなことなんですか。その辺教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 既存の道路でございますが、そのまま残るといってございます。既存の道路と祈念公園を接続させるということでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、開園時期というのが9月末、「忘れていた」の声あり）いいです、

いつかということをもう一度答弁をお願いします。

あとは、前、志津川駅のところにガードがあったんですが、あの辺まで道路がつながっているのかなと思ったんですけども、そのガードの手前まであった道路というのは通行できるのかできないのか。それとも、今後別な形で利用するのか、その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 開園時期といいますか、完成時期が9月末ということでございますので、開園は10月ということになります。

それと、以前のガード下のところということでございますが、すみません、ちょっとあそこにつきましても、今、今後整備といいますか、通れるような形にはする予定となっております。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 通れるようになるということは、祈念公園の現在あの先に駐車場が2か所ぐらいあったと思うんですけども、その駐車場の場所につながっていくというようなことでしょうか。そして、今現在の駐車場からその既存の志津川高校の下の道路に抜けられるというようなことなんでしょうか。駐車場から。その駐車場から抜けられると、今現在ある八幡川沿いの道路から志津川高校にも行きやすいのかなと。ぐるっと迂回しなくても、その辺最後に確認させてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 398号線から入りまして、祈念公園を通らずにここに行けるのかという御質問かと思えます。そうではないですか。

○議長（三浦清人君） 4番、もう一度。

○4番（千葉伸孝君） 駐車場が今現在2か所、398号線のほうから入って祈念公園に入ると2か所の駐車場があると思うんですが、その駐車場から志津川高校の今既存の道路、前の志津川駅のガードの下の道路が残るんでしたらそれを駐車場から通過して高校に行けるのかということですか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それは新設して祈念公園から既設の道路につなげる道路ということでございますが、一応幅員が4メートルということでございまして、ちょっとなかなかすれ違いが難しいかとは思いますが、通行は可能でございます。ただ、基本的には先ほどござい

ました45号線方向からの乗り入れ云々という部分と同じでございまして、ボラード等で基本的には常時車が通れるというような状況ではございませんので、その辺だけは御認識をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回追加になった部分の範囲で、前のJRの駅だった部分は入っているのか入っていないのか確認させていただきます。

あともう一点は、関係参考資料の17ページなんですけれども、都市公園ということで、東山から今回の震災公園まで載っているんですけれども、この都市公園の、関連があるかもしれないんですけれども、管理状況というか管理するところがどこが当たっているのか確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 旧JRの志津川駅が入っているのかという御質問でございまして、入ってございません。

それと、都市公園の管理でございまして、都市公園の管理については建設課、当課で担ってございます。

以上でございまして。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） この図面からは入っていないということなんですけれども、将来的に前の国鉄というかJRの駅を入れる可能性というか必要性は感じないのか伺いたいと思います。

あと、この都市公園に関しては、建設課が管理しているということなんですけれども、今回こういった広い公園も入ったので、専属的というか何らかの形で専属の管理する方法が必要じゃないかと思うんですが、そういった考えはないか伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） JRを入れるか入れないかというお話でございまして、今認可をいただいておりますのが6.3ヘクタールということでございまして、変更の予定は今のところはございません。

それと、管理ということでございまして、管理につきましては当課のほうで管理をしているということでございまして、前の議会でも同様の御質問がございまして、今コロナの関係でなかなか提案書というのがまちづくり協議会さんのほうから提出がちょっと遅れておったと

ということではあるんですが、まちづくり協議会さんのほうから今後いろいろな仕掛けをして  
いって、祈念公園も含めて町民の方々と協働でなんとかやる方向に持っていくことによって  
より親しみやすい公園になるんじゃないかというような御提案を受けてございまして、今そ  
れについて今後もまた協議を進めて、できましたらば町だけではなく、町民の方々にも御参  
加をいただいて管理できるような公園にしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） JRの関係が出ましたので私のほうからも補足させていただきます  
が、あくまでも今はJR志津川駅、あるいは気仙沼線この界限についてはJRの土地でござ  
いますので、今のところ公園という区域には入る何ものもないというものでございますが、  
ただ、JRとは志津川駅を中心としたこの界限の整備の在り方について一緒に検討をしてご  
ざいますので、その方向性いかんでは土地の所有者が誰になるかも含めてですが、そういっ  
た形で追加になるとははっきり言い切れませんが、そういうことも検討の一つだというふう  
には思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 都市公園の管理に関しては課長の答弁である程度分かりました。

そこで、元JRの駅なんですけれども、これ私、定期的にこういった場で言っているわけな  
んですが、そこで確認したいのは、先ほど課長より少し前向きっぽい答弁をいただきました。  
そこで町長に今回の震災における駅の形状がもし半永久的に残ると、歴史的な価値も生じる  
んじゃないかと思うんですが、その点伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと企画課長が今答弁しましたけれども、明確に私もこうだとい  
うことは表立ってなかなか言えないんですが、そういうふうなことでいろいろ考えているとい  
うことでございます。基本JR、それからUR、その辺の方々にいろいろ御提案等いただい  
ている部分がございますので、決定しましたらば皆さんにお知らせをしたいというふうに思  
います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第88号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありません



か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 8 9 号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第 8、議案第 89 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 89 号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和 2 年度寄木橋及び町道寄木線外道路災害復旧工事にかかる工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第 89 号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

工事名称でございますが、令和 2 年度寄木橋及び町道寄木線外道路災害復旧工事でございます。契約の金額でございますが、9,350 万円でございます。

契約の相手方でございますが、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料の 18 ページを御覧ください。

工事場所につきましては、歌津字町向地内でございます。

工事概要でございますが、道路災害復旧工事といたしまして、施行延長を 518.1 メートル、幅員は 5.5 メートルでございます。

路線としましては、町道寄木線、町道寄木支線 1 号線の 2 路線でございます。

それで、工事といたしましては、土工一式、あとは舗装工事、下層路盤、表層工、あとは管理用通路一式ということでございます。

工事期間につきましては、議決をいただきましてから、契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 26 日まででございます。

19 ページには計画平面図、それと 20 ページには標準断面図、21 ページには契約書の写しを添付させていただいております。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 寄木線のこの枝線、支線1号線、これの起点は明記になっておりますが、終点はどこなのか。

それから、寄木線、この枝線の先、寄木じゃなくて伊里前漁港までの間の整備はどのように今後なっていくのか。

それと、寄木線、本線になるんでしょうが、これの終点から南側の部分、寄木地区、漁港の辺りの整備というのはどのようになると考えていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、第1点目の寄木支線、伊里前漁港に行くところの終点ということでございますが、ちょっと見えづらくて大変恐縮なんです、手前に一度県のほうの漁港のほうの防潮堤を乗り越しをいたしまして、南側にちょっとカーブしまして、あとはその漁港のほうにまた左カーブで入っていくということで、おおむねでございますが、今現在あります船曳場、船揚げ場ですか、船揚げ場の付近というふうにお考えをいただければと思います。

それと、寄木線でございますが、寄木線のこの南側の終点のその付近等の整備はということでございますが、今回の災害復旧でお認めいただいたのは、現在歌津運送さんのあるちょっと手前の辺りまでということでございますので、今回の災害復旧事業につきましてはその範囲での復旧と。延長といたしますと、全部で寄木線合わせまして約518メートルということでございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この図面、この法線だと大体现状といいますか、震災前の法線かなというように感じなんですけれども、この線が通行不能になって山際を国道として歩いていたわけですが、この国道の部分のこの道路は今後どうなるのか、また原状復旧よりもこの道路を使ったほうが経費かからなかったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、45号線の迂回路といたしまして機能していた部分につきましては、全て撤去となります。それとこれを残したまま使ったほうがいいんじゃないかという御意見かと思いますが、やはり45号線の迂回路をそのままとい

うわけにはなかなか防潮堤を乗り越さなければいけないということもございまして、勾配等の関係もあるということもございまして、45号線の迂回路は結果としてちょっと使用できなかったということもございまして。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろそれは調べたんだろうと思いますが、勾配でできなかったというのはちょっと解せないというか、ここ大分あるわけですから、勾配はもっと手前のほうからつけていけば堤防越えることは何ら難しくないような感じもするんですが。どう見てもこのような迂回をするよりはこっちを使ったほうが経費も浮いたのかなと、そんな思いがしたんです。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、説明がちょっと不足しておりまして大変申し訳ございませんでした。

防潮堤の内陸側ではなく、防潮堤を乗り越した後の漁港に行くところの距離が短過ぎてちょっと勾配が取れないということがございましたので、議員おっしゃるとおり有効に使えるものは使いたかったというところはあるんですが、そういった理由もございまして、こういった法線にならざるを得なかったということもございまして、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第90号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第90号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度普通河川弥惣川河川災害復旧工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第90号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

工事名でございます。令和2年度普通河川弥惣川河川災害復旧工事でございます。

契約金額につきましては、5,610万円。

契約の相手方でございますが、株式会社山健重機でございます。

議案参考資料の22ページを御覧ください。

こちらのほうに工事概要を記載してございます。

工事場所でございますが、入谷字林際地内。

工事の概要でございますが、河川災害復旧工事、3か所を1本として発注をしているものでございます。まず、81531号でございますが、こちらは施行延長46メートル、81532につきましては施行延長100メートル、81533につきましては施行延長が63メートルでございます。

工事の期間につきましては、令和3年3月31日までとさせていただきます。

23ページにはその位置図、ちょっと小さくて非常に見づらくて大変恐縮でございますが、番号といたしますと小さく丸が3つほどございます。下から81531、真ん中が81532、一番上が81533の位置でございます。

24ページには81531の平面図、標準断面図、25ページには81532の平面図、標準断面図、続きまして26ページには81533の平面図、標準断面図を添付させていただいてございます。

27ページには、仮契約書の写しを添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） いよいよ台風災害の復旧工事が始まりました。前にいろいろお願いしていたんですが、台風被害で復旧、もう11か月近くなるんですけれども、最初には生活道路をやっていただきたいということを地域の方からの意見で私ここで申し述べたんですが、生活道路関係の仕事の時期、その辺いつの時期になるか。

あとは今、ここは農地ですね、田んぼの脇の災害ですんで、そこは田の収穫が終わってからというふうなことだったんですが、今の時期発注して即工事に入れるのか、その辺のやつを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工事を発注いたしておりますので、工事の施工時期につきましては、隣接する方々等々と協議をさせていただきながら極力支障にならないように工事を進めさせていただきたいと考えてございます。

それと、生活道路の復旧、いつ頃かということでございますが、数が結構、議員御承知のとおりでございます。それで、順次作業は進めてございまして、生活道路の発注準備のほうも今してございます。それで、全部整ってからということではなく、早くできたものから順次発注していくということございまして、そうはいうものの議員おっしゃるとおり生活道路、これ重要でございます。早い発注を心がけて今後とも頑張りたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いしておきます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） まず生活道路を急いでくださいと言っているのは、建設課長は分かっているかと思うんですけども、ライフラインといいますか水道管等も埋設されている箇所がございます。そして、災害を受けた関係上、水道管は露出配管してやっております。

それで先日そのところがちょっと被害を受けて、漏水しました。それを復旧して水を流したんですが、今度はそれが2日間にわたって、次の水道管が漏水しました。その地域は2日間断水したと、そういう形になりました。それでなぜかと言ったんですが、やはり老朽化が進んでいるものですから、一気に断水とか起きたときに配水しますと既設の管に大分影響が行くと、そういうことですので、それ等も踏まえていただいて、取りあえず生活路線、その辺はひとつ早めに発注して早期の復旧をお願いしたいと。もう11か月になりますんで、また台風で被害を受けてしまうと、それこそ今まで準備した分がまたさらに測量等かけなきゃならない形でございますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も災害復旧に関して、もう11か月もたっているんだと。そういった中でまだこの部分というのは、今も思い出しますが、あの道路沿いの川の傷みようすごいような状況だと私は思っています。そういった中で、あそこを生活道路として、前者も話したんですが、やはりその辺というのは応急に通れるような環境づくりというのは、これまでし

ていたのか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 基本的には復旧というのはやはり本復旧でございますので、仮応急といたしまして一応場所によりましてはちょっと片側交互みたいな区間もございますが、応急措置はさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 常々こういった町の、入谷地区の観光とか交流人口拡大ということを考えたときに、あの辺というのはサイクリングのロード、結局来町者が散策する場所だと思うんです。その被災した場所にはさんさん館の向かいの公園もありました。そういった部分も今回の3か所の中には入っていると思いますが、来年の3月末が全ての工事完了ということで、最初に話した観光客の南三陸町、入谷地区の散策ということを考えた場合には、来年の4月、5月のそういった観光客、探索の場所として工事が間違いなく間に合って、そういった観光協会で実施している観光客の散策につながると思うんですが、その辺は工事が延びるとかそういったことはないような、今の状況ではどうなんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 令和3年は3月31日で完成を目標に頑張っていきたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 最後に、先ほど話したさんさん館のプールの前の公園ですか、あの辺の公園も原型のような復旧ということで、町の工事は進めるということですか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今議員おっしゃった公園というのは、風車等々あった箇所かと思いますが、あれにつきましては所管が当課ではございませんので、当課のほうで復旧するということはありません。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

それでは、議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれから議会運営委員会がありますので、議事の関係上、これにて延会することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、7日月曜日、午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時32分 延会